

2025 年度税制改正に対する意見

2024 年 9 月



はじめに

我が国経済を概観すると、ベースアップを含めた賃上げが 1991 年以来の高水準となり、企業業績も好調に推移しており、物価と賃金の好循環に向けて、経済成長への期待が高まっている。中部圏においても、製造業をはじめとして企業の設備投資が高い伸びとなり、景気上昇への期待が高まっている。

今まさに我が国全体の持続的成長を実現できるかが問われる時期に来ており、企業の設備投資や消費の拡大に向けた支援を強化するとともに、人口減少・少子高齢化に伴う労働者不足の解消や拡大し続ける東京一極集中の是正といった構造的な課題についても、小手先の対応を行うのではなく、正面から向き合い根本的に解決を図る必要がある。

また、金融政策の正常化に向けた追加利上げや急激な為替変動、裾野産業を含めた価格転嫁、地政学リスクの顕在化など、企業経営をとりまく環境は依然として不確実性の高い状況が続いている。さらに、国債や借入金などを含めた政府債務は、社会保障給付費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対策のため過去最高水準にあり、財政健全化に向けた国民負担のあり方について本腰を入れて議論していかなければならない。

租税は公的サービスの財源を調達する基本的な手段であり、所得再分配や経済安定化を図るうえで重要な役割を果たしている。我が国が直面する諸課題に対応するためには、経済社会の諸制度を時代に即して不断に見直すとともに、それを後押しする税制については、基本原則である「公平、中立、簡素」のもとで税効果を客観的かつ継続的に検証し、その結果を踏まえながら柔軟に見直していく必要がある。

本提言書では、来年度税制改正への具体的な要望事項を 6 つの柱に沿って述べるとともに、その意見要旨と 3 つの重点要望項目について特掲している。

政策当局には、本提言の趣旨をご理解頂き、提言内容が今後の税制改正にできる限り多く反映され、効果的な政策運営に資するよう要望するものである。

2024 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 水 野 明 久

副 会 長 伊 藤 歳 恭

税制委員長

目次

税制を巡る環境	1
(1) 我が国の現状と直面する課題	1
(2) 課題解決へ向けた方向性	1
1. 地域の魅力向上・基盤強化	3
(1) 地域にヒト・モノ・カネを呼び込む	3
(2) 社会基盤、産業・交通インフラの整備	10
(3) まちづくり・暮らし	13
2. 産業の成長・高度化	15
(1) 企業の成長	15
(2) 中小企業の経営力強化	19
(3) 円滑な事業の次世代への相続・承継に向けて	19
(4) G X投資促進	20
(5) カーボンプライシングと税制	21
(6) 自動車関連税制の見直し	22
(7) サーキュラーエコノミーへの対応を促すべき	24
(8) 新たな価値創出	25
(9) 産学官連携強化	27
3. 人材確保・育成、子育て支援	30
(1) 人材確保・育成支援	30
(2) 人材活躍の機会創出を促すべき	32
(3) 次世代を育て豊かさを育むために	33
4. 自然災害に対するレジリエンスの強化	36
(1) リスク管理力強化	36
(2) 災害に強いまちづくりに向けて	38
5. 社会情勢の変化への税制対応	40
(1) 継続的検討課題への対応	40
(2) 経済安全保障	40
(3) 国際課税制度への適切な対応	41
(4) 環境変化を踏まえた税制の見直し等	44
6. 国民全体の受益と負担のあり方	48
(1) 所得再分配機能を維持したうえでの社会保障財源の確保	49
(2) 受益と負担のバランスの観点からの社会保障改革	51

税制を巡る環境

(1) 我が国の現状と直面する課題

日本経済は、長らく続いたデフレに終止符を打ち、コロナ禍からの完全復活に向けた「再出発の時」を迎えている。約 30 年ぶりの高水準となる賃上げ実現や、過去最高水準となる企業の設備投資などにより、経済成長への期待が高まりを見せている。

しかしながら、急激に為替・株価が変動し、賃金上昇を上回る物価上昇が個人消費に影響を落とすとともに、不安定なウクライナ・中東情勢、停滞する中国経済、さらには 11 月のアメリカ大統領選挙の行方により、国内外の経済の先行きは不透明感が増している。

我が国は、現在、国際競争力の低下、人口減少・少子化に伴う労働力不足および地域の活力低下ならびに東京一極集中の加速といった課題や甚大化する自然災害への対応などに直面している。また、財政面では、高齢化に伴う社会保障給付費の増加やコロナ対策による財政出動により「国の借金」が過去最高を更新しており、経済成長の議論と合わせ、財政健全化に向けた「国民負担のあり方」についての議論に対しても本腰を入れて取り組んでいかなければならない。

(2) 課題解決へ向けた方向性

我が国の経済成長には、我が国企業の国際競争力・プレゼンスの向上が不可欠であり、研究開発の強化による絶え間ないイノベーション創出や積極的な投資によるDX・GXを強力に推進していかなければならない。

また、本会では、人口減少・少子化や東京一極集中から生じる中部圏への様々な影響に対応すべく、地域のステークホルダーや資源をつなぎ、そのポテンシャルを引き出し・伸ばすことで、当地の総力を結集し、社会課題の解決や中部圏の付加価値を向上させていくという考え方にに基づき、2050 年頃の中部圏の目指すべき姿を示した「中部圏ビジョン」の策定に向けて議論を進めている。

こうした取り組みを受けて、「2025 年度税制改正に対する意見」は、中部圏の持続的な発展に向けて、従来から重点的に取り組んできた「産業の成長・高度化」の視点に「地域の魅力向上・基盤強化」の視点を加えた 2 本を柱に、「人材確保・育成、子育て支援」、「自然災害に対するレジリエンスの強化」、「社会情勢の変化への税制対応」、「国民全体の受益と負担のあり方」の合計 6 つの切り口から意見を整理した。また、今回、できるだけ企業の「実態」や「生の声」を伝えるべく、会員企業へのアンケート調査や個別企業への聞き取りを通じて数多くの声を集め、その実態を本文中にグラフや具体的な意見として反映させた。

2025年度税制改正への「3つ」の重点要望項目

「地域の魅力向上・基盤強化」、「産業の成長・高度化」および「人材確保・育成、子育て支援」から、以下のとおり重点要望項目を整理

地域の魅力向上・基盤強化

● 地域未来投資促進税制の期限延長、要件緩和等 (P3~P5)

- 地域未来投資促進税制の期限延長
- 手続きの簡素化、手続き期間の短縮
- 企業誘致における各種支援の方向性について、事前に、国および地方自治体が足並みを揃えるべき

政策に対する国、地方自治体間の方向性不一致により、企業が優遇措置を十分に享受できない事象を防ぐ

- 基本計画の策定や地域経済牽引計画を承認する行政単位の広域化を認めるべき
- 地域の特色を生かした付加価値向上を促す税制優遇措置の上乗せ

基本計画において「地域の特色を生かした重点分野」を明確化し、該当分野への投資に対する既存の税額控除率や特別償却率に上乗せした税制優遇を措置

◆ 不足する産業用地整備を促す土地税制の創設

地域への企業誘致に必要な産業用地の開発を促すため、企業に土地を売却した地権者や産業用地を整備し売却した企業に対する税制優遇を措置すべき

産業の成長・高度化

● 地域経済の牽引を期待される中堅企業、中小企業を支援する税制優遇措置の利用促進・拡充 (P15)

- 地域経済牽引を期待される成長志向の中堅企業向け税制優遇措置の利用促進強化
地域未来投資促進税制および賃上げ税制の中堅企業枠ならびに中小企業事業再編投資損失準備金の利用促進に向けて、対象企業に積極的に働きかけるべき

⇒ 中堅企業の成長支援を通じて、地域経済の活性化・成長へ

- 「中小企業経営強化税制」に売上高に応じた税制優遇措置の上乗せ

生産性向上やDX等に自律的に取り組み、いわゆる100億企業を目指す成長志向の中小企業についてのインセンティブを高めるべき

人材確保・育成、子育て支援

● スタートアップ人材活躍の機会創出支援に向けた税制優遇措置の拡充 (P32)

- エンジェル税制における「株式譲渡益を元手にする再投資期間の延長」を要望

1. 地域の魅力向上・基盤強化

(1) 地域にヒト・モノ・カネを呼び込む

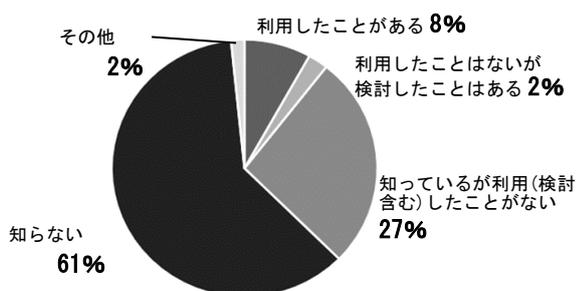
2014年からはじめた地方創生は、今年で10年目を迎えるが、この間、地方から首都圏への人口流出は拡大し、ヒト・モノ・カネの東京への一極集中はますます加速している。この課題の解消には「地域経済の活性化」と「自主財源に基づく自律的な地方自治」により、地域の特性を生かしながら、ヒト・モノ・カネを呼び込む取り組みが不可欠である。そのために、前者については地域発のイノベーションおよび事業創出に取り組む企業の設備投資ならびに官民連携による地域インフラの整備について、税制面での支援が必要である。また、後者については国からの財源移譲に加え、寄附の活用、税源偏重の是正や課税自主権をはじめとする地方税のあり方の見直しなどを通じ、安定した自主財源を確保できる仕組みづくりが必要である。

① 地域未来投資促進税制の期限延長、要件緩和等

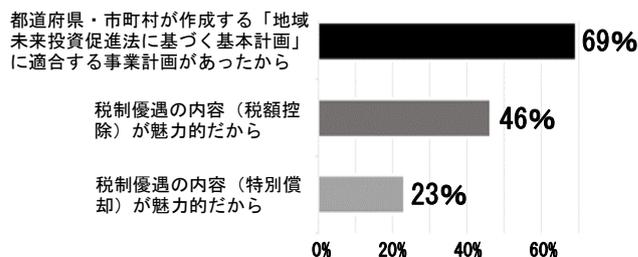
本年度に期限を迎える地域未来投資促進税制（2022年度 適用件数 363件、適用額 339億円）は、地域の特色を生かして高い付加価値を創出し、かつ地域経済への波及効果の大きい事業に対して、重点的に支援を行うものであり、一定要件を満たす先進的な地域経済牽引事業において、特定事業用機械等を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることのできる制度である。

本会会員企業の利用状況は、会員企業への税制改正アンケート調査から「利用したことがある」企業は8%に過ぎず、「本税制を知らない」企業が6割に上る。（図1-1）また、利用した理由について、約7割が「都道府県・市町村が作成する『地域未来投資促進法に基づく基本計画』に適合する自社の事業計画があった」ことを挙げている。（図1-2）

【図1-1 利用状況：回答企業数126社】



【図1-2 利用した理由：回答企業数13社】



本税制を利用した企業の多くは、税額控除および特別償却の大きさを高く評価していた。また、地方自治体の条例により地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等に対し、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税が措置された事案では「業績赤字の際にも税制優遇を受けられたため、設備投資の後押しになった。」と評価する声が聞かれた。

利用実績としては、国内で従前から生産していた製品の増産を目的とした既存の敷地内での設備の新增設が多く、その他、BCPの観点からの生産拠点の分散化に伴う設備新設、交通インフラを活用した営業倉庫の新設もみられた。

以上のことから今年度期限を迎える本税制の期限延長を要望する。加えて、本税制に対する会員企業の要望について、以下のとおり整理した。

- **手続きの簡素化、手続き期間の短縮に取り組むべき**

都道府県への事前相談・申請から国の確認まで数ヵ月を要し、国の確認後に取得した設備でなければ税制対象とならない。特に、建物の場合、着工までに都道府県の承認を要し期間的な制約が大きいことから、手続きの簡素化、手続き期間の短縮に取り組むべきである。

- **企業誘致における各種支援の方向性について、事前に、国および地方自治体が足並みを揃えるべき**

地域未来投資促進法に基づき地方自治体から「地域経済牽引事業計画」を承認された事業は、本税制に加え、工場立地法上の環境規制の緩和等の特例措置等を受けることができるが、国と地方自治体、または都道府県と市町村で政策に対する方向性が一致していないため、希望する優遇措置を十分に享受できない事象が生じている。企業誘致の際には、事前に国・地方自治体の間で、足並みを揃える必要がある。

- **基本計画の策定や地域経済牽引計画を承認する行政単位の広域化を認めるべき**

製造業ではサプライチェーン上、製造拠点を近隣の自治体に設ける事象がみられる。こうした企業からは「新たな拠点の候補地が既存の拠点と距離的に近い地域にあるにもかかわらず、本税制の条件が自治体ごとに異なるために投資計画の見直しを迫られた。」との声が聞かれた。地方自治体別に「基本計画」の制定や「地域経済牽引事業計画」の承認が行われることは「地域ごとに特性を生かして企業を呼び込み地域経済の活性化につなげる」という本税制の趣旨から理解できるものの、経済活動は地方自治体の境界に囚われない。そのため、企業の設備投資行動に鑑みて、地方自治体の区分に加え、地方自治体を跨ぐ広

地域の単位での基本計画の策定や承認など、本税制の柔軟な運用を要望する。

● **地域の特色を生かした付加価値向上を促す税制優遇措置の上乗せ**

本税制の前提として、各地方自治体が地域未来投資促進法に基づき策定する基本計画は、地域に立地する幅広い産業分野を対象としているケースが多く、必ずしも地域の特色を十分に反映しているとは言えない。

この課題解決に向けて、基本計画への「地域の特色を生かした重点分野」の明確化とともに、その分野への投資に対する既存の税額控除率や特別償却率に上乗せした税制優遇を措置することを提案する。このことで、より多くの投資を呼び込み、地域の特色を生かした地域活性化につながることを期待される。

② **不足する産業用地整備を促す土地税制の創設**

景気回復、経済安全保障の強化に伴う国内生産の増加に加え、為替レートの変動に伴う生産拠点の国内回帰により、受け皿となる地方の工業団地の需要が高まっており、官民挙げた土地の確保が必要である。

まず、従来、産業用地開発の中心を担ってきた地方自治体とは別に、民間による開発への期待が高まっているため、企業にインセンティブを与える必要がある。次に、企業による産業用地整備は、道路等の公共事業と異なり地権者への税制優遇措置が無い¹ため、用地取得が停滞しやすいとの声が聞かれる。

以上のことから、産業用地整備に伴い企業に土地を売却した地権者や産業用地を整備し売却した企業への税制優遇¹の措置を要望する。

③ **地方の自律性向上に向けて、地方税のあり方を見直すべき**

東京一極集中の是正に向けて、地域の特色を生かし自律的に取り組んでいくためには、「自主財源を安定的に確保」するとともに「受益と負担を明確化」して、地方自治体がこれまで以上に「課税と行政サービスに対して責任を果たしていく」必要がある。このために、以下の点について見直しを求める。

1つ目は、自主税源の観点から中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を進めるべきである。

2つ目は、安定した自主財源の観点から、地域的な偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較

¹ 経済産業省は2025年度税制改正で、産業用地整備に伴い自治体と連携した民間事業者に土地を売却した地権者に対し売却益の一部について所得控除する措置の創設を要望している。

的安定性の高い地方消費税の拡充に軸足を向けるべきである。

3つ目は、受益と負担の明確化の観点から、地方交付税や国庫補助金への過度な依存から個人住民税、固定資産税などの直接税の充実を図ることが求められる。

併せて、「税目についての課税自主権」については、「地方税法の定めるところを変更することを内容とする法定外税は認められない」²との過去の判例のおり²と考えるが、「税率設定の課税自主権」および「課税標準等についての課税自主権」は、拡大すべきである。これにより課税権における判断と責任を高めるとともに、政策と財政の両面から柔軟に対処でき、より自律的な自治が期待できる。加えて、常態化している超過課税についての評価も可能となる。

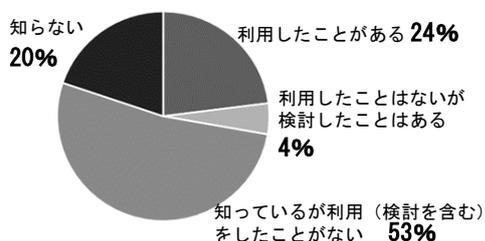
④ 地域への資金の還流を促すべき ～ 企業版ふるさと納税の期限延長

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する制度であり、地方に資金を還流させるものである。

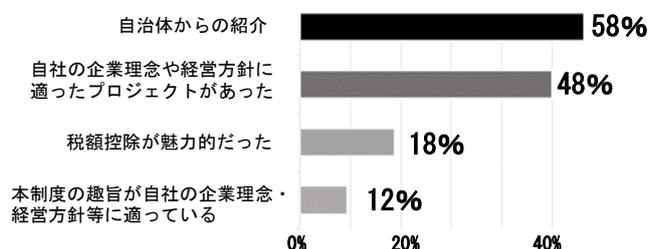
本税制の利用（2022年度 寄附件数 8,390件、寄附額 341億円、寄附企業 4,663社）は、創設以来、年々増加しており、アンケート調査の結果から、本会会員企業の約1/4が利用している（図1-3）。2019年度税制改正による利便性向上に加え、ESGやSDGsなどに対する企業の関心の高まりが本税制の利用の追い風となっている。

利用のきっかけ（図1-4）は、「自治体からの紹介」（58%）や「自社の企業理念や経営方針に適ったふるさと納税のプロジェクトがあった」（48%）であった。

【図1-3 利用状況：回答企業数127社】



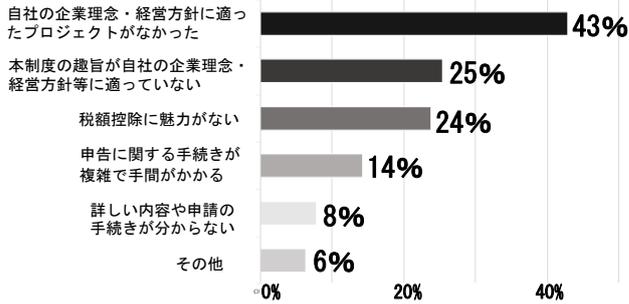
【図1-4 利用のきっかけ：回答企業数33社】



また、利用しない主な理由（図1-5）は「自社の企業理念や経営方針に適ったふるさと納税のプロジェクトがなかった」（43%）であった。

² 神奈川県臨時特例企業税事件（最判平成25年3月21日民集67巻3号348頁）参照

【図 1-5 利用しない理由：回答企業数 63 社】



【聞き取り調査による会員企業の声】

- ・ 自社の事業と密接な関係があるプロジェクトへの寄附は、社内外の理解を得やすい。
- ・ 事業所が立地する自治体から勧められ、自社事業に関連性のないプロジェクトに寄附したが、こういった基準で寄附に至ったか、腑に落ちにくく、説明にも苦労した。

本会会員企業へのアンケート調査や聞き取り調査の結果から、本税制の利用促進には、自治体からの働きかけに加え、企業の理念や経営方針とふるさと納税のプロジェクトをいかに関連づけることができるかが重要である。企業からの継続的な納税は、地方自治体が地域のニーズや課題に対して、各企業が持つ強みや特性を生かせるプロジェクトをいかに提案できるかにかかっている。

地方自治体の自律的な取り組みにより民間資金を地域に還流し、地域経済・社会を活性化させる手段として、また官民連携の一つのあり方として、企業版ふるさと納税の期限延長を要望する。

企業において、自社の ESG、SDGs 等の取り組みの一環として行う場合には、中長期的な取り組みとするケースも多いことから、期限の長期間化を検討すべきである。

最後に、申請手続について書類作成の複雑さ、添付書類の多さなど、申請部署の負担が指摘されていることから、可能な限り簡素化に努めるべきである。

【会員企業の声】

- ・ 複数の地方自治体に事業所を有する企業が、特定の地方自治体にのみ、ふるさと納税を行った場合、納付証明書について法人住民税を納める全ての地方自治体に送付しなければならない点は、事務負担が大きいことから簡素化を検討してほしい。
- ・ ふるさと納税の納税先を通知する仕組みは納税先以外の自治体と企業との関係に鑑みて見直しをお願いしたい。

⑤ 国際戦略総合特区における税制支援の拡充、国家戦略特区・国際戦略総合特区の税制支援の利用促進

規制改革のニーズ実現のために措置された国家戦略特区および国際戦略総合特区について、中部圏には以下の地域が指定されている。

特区制度	地域
国家戦略特区	愛知県、「デジタル田園健康特区」(茅野市)
国際戦略総合特区	「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」 (愛知県、岐阜県、三重県、長野県他)

各特区において、規制緩和や税制支援などが行われているが、国家戦略特区における課税の特例措置（2022 年度適用件数：1 件、適用金額：4 百万円）および国際戦略総合特区における特別償却または投資税額控除（2022 年度 適用件数：4 件、適用金額：46 百万円）ともに、利用が低迷している。

● 国家戦略特区の利用促進に取り組むべき

国家戦略特区は、規制緩和や税制優遇で民間投資を促し、経済活動を活発化させることを目的とする経済特別区域構想であり、中部圏では愛知県および茅野市が指定されている。本制度は規制緩和に係る様々なメニューが用意されていることに加え、規制緩和に向けて民間から提案できる仕組みがあり、民間の知恵を活かした新ビジネスの創出などが期待される。しかしながら、本会会員企業へのアンケート調査の結果、本制度はあまり知られていなかった。全国的に本特区における税制の利用が低迷していることなどを踏まえ、国、地方自治体においては、改めて企業に対し制度内容について積極的に説明していく必要がある。

● 国際戦略総合特区における税制支援の拡充

本年4月、経産省から公表された「航空機産業戦略」において、MRJ/MSJ の開発中止により新型機の国際共同開発への参画機会が不透明な状況にある我が国の航空機産業が、更なる成長を遂げるための産業構造の変革とそれを可能とする成長基盤を官民連携で維持・強化していく旨が示された。

航空機産業の集積地である中部圏は、この戦略に基づく施策に非常に期待を寄せている。航空機産業戦略の実現に向けて、企業が積極的に設備投資を行い、生産活動に取り組むことができるよう、国際戦略総合特区のメリットを最大限の活用した規制緩和や税制支援を要望する。

税制支援については、以下の拡充を要望する。

- ・設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）の拡充³

³ アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2019年7月24日）から抜粋・引用した。

ファンドへの投資（LP出資）に対する一定額の所得控除制度の創設

また、「中部圏はスタートアップ企業の設立や立地が少ないため、中部が誇る技術的な強みを活かして、誘致を進めて欲しい。」との会員企業の声を受けて、中部圏の既存企業が持つ技術力をベースとした新規事業の立ち上げや、スタートアップ企業との事業融合に対するの税制優遇を求める。加えて、スタートアップ人材の機会創出支援を促す視点から、エンジェル税制について「株式譲渡益を元手にする再投資期間の延長」の実現を要望する。（詳細は、P32 参照）

⑦ 投資家支援を通じた地域経済の活性化

東京に比べて数が少ない地方発のスタートアップの機会を増やし、地域の特徴を生かしたイノベーションを起こしていくために、地方発のスタートアップ企業への投資を促す必要がある。例えば、エンジェル税制の特例として譲渡所得の税率軽減や全額非課税等、大胆な税制優遇の措置を要望する。

⑧ 地理的・社会的な条件不利性を抱える地域における設備投資の促進

半島・離島など地理的・社会的な条件不利性を抱える地域においては、人口減少に加え企業の減少も著しい。こうした地域での設備投資を促し、地域の事業活性化、雇用創出等につなげるため、半島および離島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）（2022 年度 適用件数：70 件、適用金額：4 億円）の延長を要望する。

（2）社会基盤、産業・交通インフラの整備

① 5G導入促進税制の見直し

5G導入促進税制（2022 年度適用件数：1 件、適用金額：2 百万円）は、第5世代移動通信システム（5G）ネットワーク拡充を後押しするため、認定された導入計画に従って導入される全国・ローカル5Gの一定の設備投資について、投資額に応じた税額控除または投資設備の特別償却が措置されている。

デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5G人口カバー率を2023年度末に95%、2030年度末に99%とすることを目指している。総務省によると、この目標は1年前倒しで達成された。また、携帯電話会社以外の事業者が場所を限定して5Gのネットワークを構築できる仕組みであるローカル5Gについては、足元、導入期の段階にあり、まもなく本格的に普及すると言われている。

こうした状況を踏まえ、本税制は一定の役割を果たしたことから、通信インフラを取り巻く情勢を踏まえ、今後のあり方について見直す必要がある。

情報通信インフラにおいては、2030年代に導入され、あらゆる産業や社会活

動の基盤となることが見込まれる次世代情報通信インフラである Beyond 5G (6G) の技術戦略を推進し、国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るとともに、我が国発の技術を確立し社会実装や海外展開につなげていくことも求められることから、研究開発税制をはじめとした関連税制の充実を期待する。

② 公営事業への民間資金、建設・運営ノウハウ等の一層の活用

P F I 事業は 1999 年に施行した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」に基づく事業であり、公共性のある事業を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものである。民間にとっては新たな事業機会となり、地域にとっては民間投資による経済成長が期待できる。P F I 事業の案件は着実に伸びており、内閣府によると 1999 年以降 2022 年度末までの累積で 1,000 件を超える。

P F I 事業のうち、B O T 方式⁶については「P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置（不動産取得税・固定資産税等）」（2022 年度適用金額：3 億円（不動産取得税）、147 億円（固定資産税）、43 億円（都市計画税））が適用できる。P F I 事業は、10～20 年の長期間に及ぶものであり、運営の安定性のためには事業の予見可能性を高めることが重要である。また、このことは民間企業の参入を促し P F I 事業の活性化にもつながる。このため、本税制は恒久化も含め、できる限り長い期間を措置すべきである。

③ 港湾機能の強化

我が国の資源・エネルギー等については海外からの輸入に依存しており、輸入拠点となる港湾において、大型船に対応した港湾機能の確保や効率的な海上輸送網の整備は欠かせない。中部圏において重要な港湾であり、国際拠点港湾に認定されている清水港、名古屋港および四日市港の機能強化は重要課題である。このため「国際戦略港湾等の荷さばき施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）」（2022 年度適用金額：74 億円（固定資産税）、3 億円（都市計画税））の期限延長を要望する。

⁶ 民間が資金調達を担当し、施設運営期間中の所有権は民間に、期間終了後は国や地方自治体に所有権が移される方式（Build Operate Transfer の略）

④ 地域公共交通の維持、物流インフラの整備等に係る税制の拡充・利用促進

公共交通、物流、建設などの業種では、全国各地で人手不足が深刻化しており、地域の暮らしやこれら事業の継続に影響が出始めている。人手不足の原因は、少子高齢化に加え、他の業種に比べて長時間であったり不規則であったりする就業形態、力仕事などの過酷な労働環境や所得の低さにあると言われている。この課題には、生産性向上とそれによる所得水準の向上、労働環境の改善が必要であり、企業は新たな技術を取り入れた自動化の推進、DXによる業務変革、風土改革などが求められる。

自動化やDXに係る設備投資には多額な費用を要するため、対応を躊躇する企業も多いことから、各種の補助金に加え税額控除や特別償却といった税制優遇措置による支援も検討すべきである。

● 既存税制の活用

DXや自動化はDX投資促進税制や中小企業経営強化税制をはじめ、既存税制を適用できる可能性もあるため、関係機関においては公共交通、物流、建設など人手不足が特に深刻な業種に対し、各社の取り組みに寄り添いながら、税制の紹介や利用案内に取り組むべきである。

● 既存税制の拡充

既存税制では十分な効果を見込めない場合には、これらの業種を対象にした要件緩和や控除率または償却率の増加などの検討が必要である。

● 新たな税制の創設

また、既存税制では網羅されていない機械装置、器具・備品等であっても、人手不足解消、生産性向上に資するものは数多く存在する。これら幅広い投資に対する新たな税制優遇措置の創設についても柔軟に検討すべきである。

● 事業再編、集約等の促進

加えて、生産性向上には事業集約も効果的であることから関係機関からある種の再編や統合を行った際に利用することができる「組織再編税制」「中小企業事業再編投資損失準備金」等税制優遇措置を紹介するとともに、既存税制で十分な効果が見込めない場合には、要件緩和や対象範囲の拡大について検討し、様々な方法で人手不足に対応する企業を支援していくべきである。

(3) まちづくり・くらし

地域社会においては、地域経済の活性化に向けた基盤整備に加え、人口の急激な減少と高齢化により、空き家・空き店舗、高経年マンション等、未利用・老朽不動産の増加への対応や住宅、公共交通のバリアフリー化など、高齢者や子育て世代をはじめ、年齢や障害の有無等に関わらず、地域に暮らす人々が安心、安全、便利で暮らしやすい生活環境の実現が求められる。

① 住環境の整備

● 空き家の活用促進に向けて取り組むべき

人口減少や高齢化により空き家は増え続け、使用目的のない空き家の数はこの20年間で約2倍に増加している。空き家の増加は倒壊、景観悪化、不法侵入など地域に様々な悪影響を及ぼすおそれがあることに加え、地域の空洞化や魅力低下にもつながる。

2023年の空家法改正により、空き家の除却（解体）・活用・適切な管理を推進するための措置が強化されたところであるが、このなかで空き家の活用は、地域の人口の維持および活性化が期待できる。

不動産の企画・販売力のある事業者が既存住宅を一旦取得し、効率的・効果的にリフォームしたうえでエンドユーザーに販売する買取再販は、空き家の防止・活用につながるとともに、優良な住宅が低価格で必要な人の手に渡る点で、住宅価格の高騰で購入をためらう子育て世代などの対象層に住宅取得を促し、まちや地域に若い世代を呼び込むことにつながる。こうした点から、「買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置（不動産取得税）」（2022年度適用金額：18億円）を延長すべきである。

● 民間資金を活用し、地域経済の活性化、生活インフラの整備につなげるべき

地域経済の活性化や超高齢化社会への対応には、民間の資金・アイデアが欠かせない。

域外需要を取り込み、地域経済を潤すホテル、旅館等の観光拠点の整備をはじめ、高齢者向け住宅、医療・介護サービス拠点、保育所などの生活インフラの整備に民間資金を呼び込むため、不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税）（2022年度適用金額：17億円）および、リートおよび特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税）（2022年度適用金額：1,895億円）を延長すべきである。

- **高齢者向け住宅の供給を促すべき**

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、医療・介護の場としても利用できるバリアフリー構造などを備えた住宅の整備は急務となっていることから、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制（不動産取得税・固定資産税）を延長すべき（2022年度適用金額：282億円（不動産取得税）、18億円（固定資産税））である。

- **高経年マンション対策を加速すべき**

国土交通省のマンション総合調査（2023年）によると、築40年以上の高経年マンションは、2022年度末時点で125万戸超、10年前の4倍であり、その数は今後10年で2倍、20年で3.5倍になると予想される。高経年マンションのなかには、修繕工事に必要な積立金が不足し、外壁剥落、廃墟化等により地域への悪影響が懸念されるケースがある。積立金の確保および必要な修繕工事の実施に向け、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置（固定資産税）の期限を延長すべきである。

加えて、高経年マンションの建替等の円滑化に向けた所有関係のルール見直しや新たな仕組みづくりを進めるとともに、税制面の支援も行うべきである。

② 移動手段の整備

- **公共交通機関のバリアフリー化を促進すべき**

高齢者や子育て世代をはじめ、年齢や障害の有無等に関わらず、地域に暮らす人々が安心、安全、便利に日常生活を営み、社会参加するには、公共交通機関のバリアフリー化が必要である。しかしながらこれら施設の整備導入には多額の費用を要し、維持管理の負担も大きい。設置企業の負担軽減および設置のインセンティブ向上のため、鉄軌道駅のバリアフリー施設に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）（2022年度適用金額：356億円（固定資産税）、5億円（都市計画税））を延長すべきである。

③ まちづくりを支える税制の整備

本年度に期限を迎えるまちづくりに関する以下の税制の期限延長を要望する。

- ・ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置（固定資産税等）
（2022年度適用金額：302億円（固定資産税）、302億円（都市計画税））
- ・ 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置（固定資産税）（2022年度適用金額：7億円（固定資産税））

2. 産業の成長・高度化

(1) 企業の成長

① 地域経済の牽引を期待される中堅企業、中小企業を支援する税制優遇措置の利用促進・拡充

国は、2024 年を「中堅企業元年」とし、本年 3 月に「中堅企業成長促進パッケージ」を策定、成長意欲のある企業をサポートし、中小企業から中堅企業、さらには大企業への成長を目指せる環境整備をスタートさせた。

「首相官邸 第 7 回中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ 資料 3 経済産業省提出資料」によると、過去 10 年間の国内法人の売上高と国内設備投資の増加額を企業規模別に比較すると、いずれも中堅企業が大企業を上回るといふ。こうしたことから、中堅企業には今後の日本経済の活性化を担うことが期待されている。税制面の支援として 2024 年度税制改正において、地域未来投資促進税制および賃上げ税制における中堅企業枠の創設、ならびに中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長が措置された。これらの税制優遇措置を政策的効果につなげるために、行政機関から対象企業に利用してもらえよう、積極的に働きかける必要がある。また、その効果について客観的データをもとに検証し、必要に応じて中堅企業枠の要件緩和や優遇措置の上乗せなど柔軟に見直すことで、中堅企業支援策のさらなる充実につなげることを期待する。

また、企業数の 99%、雇用者割合の 7 割を占める中小企業に対しては、我が国の産業・経済への影響の大きさから、これまで手厚い支援が行われてきた。こうした取り組みは中堅企業、大企業への成長につながる一方、成長へのインセンティブを弱めている面があるとの指摘もなされてきた。

こうした指摘から、生産性向上やDX等に自律的に取り組む成長志向の中小企業に対して、これまで以上に支援する仕組みを設けることで、飛躍的成長を遂げるいわゆる 100 億企業、さらには中堅企業への成長を促し、地域経済はもとより我が国経済の活性化につなげることを要望する。

具体的には、生産性向上に資する設備投資に対する税制優遇措置である「中小企業経営強化税制」に売上高に応じた税制優遇の上乗せ措置を導入し、企業のインセンティブにつなげることを提案する。

② DXを活用した経営力向上

デジタル化の進展とともに、これまでにない速さでイノベーションが進み、仕事の方法やプロセスはもちろんのこと、ビジネスモデル、社内組織、さらには企業風土・文化にまで変革が起こっている。企業活動のグローバル化も相ま

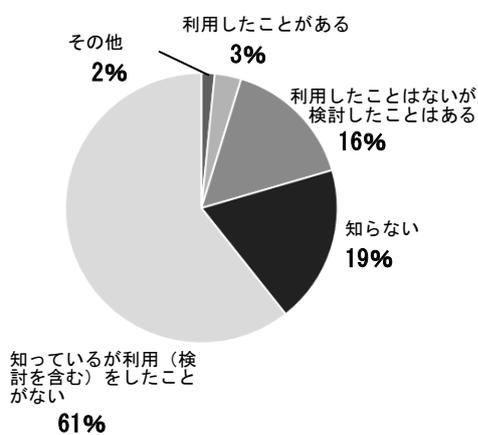
って企業間競争が激しさを増すなか、DXによる経営力強化は企業が事業を維持・成長させていくために不可欠である。しかしながら、その設備投資のコストの負担は大きいため、国の支援は欠かせない。

税制面の支援としては、現在、主に大企業を対象とした「DX投資促進税制」と中小企業を対象にした「中小企業経営強化税制」が措置されている。

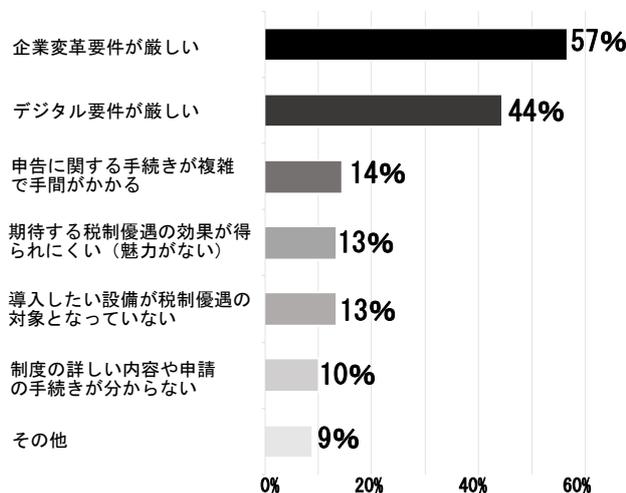
産業競争力強化法に基づく全社レベルのDX計画を国が認定したうえで、DX実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除または特別償却を措置する制度であるDX投資促進税制（2022年度 適用件数41件、適用額34億円）の2023年度税制改正以降の利用状況は、合計2件と低迷している。

本会会員企業を対象とした税制改正アンケート調査でも「利用したことがある」企業は、わずか3%である。その反面、「利用したことはないが利用を検討したことはある」企業は16%に上る（図2-1）。また、利用しない理由には、税制適用要件である「企業変革要件」「デジタル要件」の厳しさが挙げられている（図2-2）。

【図2-1 利用状況：回答企業数127社】



【図2-2 利用しない理由：回答企業数90社】



こうした状況から、本税制については利用ニーズがあるにもかかわらず、要件の厳しさから利用できない状況にあるといえる。

本税制を利用したいにも関わらず利用することができなかった本会会員企業の具体的な声は、次のとおりである。

【会員企業の声】

- 企業変革要件「新需要の開拓要件」の水準を引き下げるべき
2023 年度税制改正により、「企業変革要件」に追加された「新需要の開拓要件」は、既存事業の規模が小さく大規模に新規事業に取り組む企業、または新たに創業する企業でなければ基準を満たせない。本要件は、既存事業を営みながら新事業に取り組む企業が、少し背伸びをして満たすことのできる水準に引き下げるべき
- 企業変革要件「海外売上高要件」を撤廃すべき
2023 年度税制改正により「企業変革要件」に追加された「海外売上高要件」は、内需中心型企业には満たすことが難しく、本税制を利用した投資計画を見送った。DXは、内需中心型企业にとっても必要である。こうした企業のDXを阻害する恐れがある「海外売上要件」を撤廃すべき
- 投資上限の拡大、税額控除率の引き上げを行うべき
投資上限（300 億円）や税額控除率（3%または5%）は、複雑な適用要件を満たす手間に比べ魅力がない。税制によるDX促進には、投資上限の拡大、税額控除率の引き上げが必要
- 税制適用年度を事業開始年度から取得年度へ変更すべき
本税制適用資産について取得年度と事業開始年度が異なる場合は、事業開始年度まで税制優遇措置が適用されない。投資への支援の観点から取得年度の適用を要望
- 申請手続の簡素化および税制に係る理解促進に努めるべき
「事業適応化計画」（情報技術事業適応）の適用要件には、経営層の意思決定を含む全社横断での取り組みを要するものが多いため、申請のハードルが高い。各要件について、改めてその必要性を精査し、重要度の低い要件は極力撤廃のうえ、必要な要件は企業の担当者の理解を得られるよう丁寧に説明すべき

DX投資促進税制については、制度設計上さまざまな課題を抱え、利用も低迷していることから、そのあり方について抜本的に見直すべきである。

経営努力の範囲で満たすことのできる適用要件の設定など、企業の実態に即した利用しやすい制度へと見直しを行う必要がある。

我が国のDXは大企業では概ね取り組まれている一方、中小企業の取り組みは4割に留まっている⁷。

⁷ 情報処理推進機構（IPA）の「DX白書2023」によれば、「DXに取り組んでいる」という企業は、従業員1000人超では94.8%を占めているが、100人以下では39.6%に留まっている。

中小企業へのDX支援は、引き続き強力に推進する必要があることから、本年度に期限を迎える「中小企業経営強化税制」について、期限の延長を要望する。

③ 省力化、省人化投資に係る税制の創設

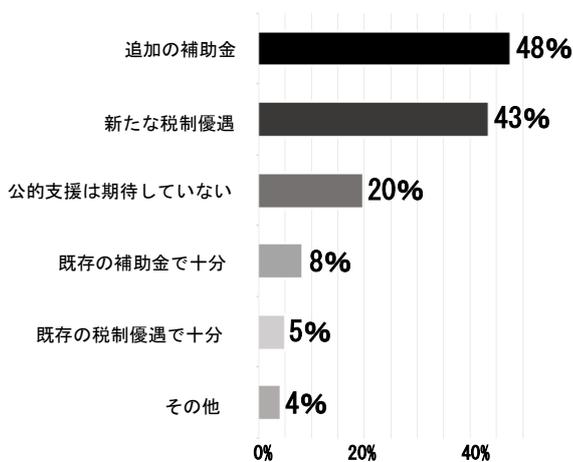
近年、労働人口減少に伴い業種を問わず人手不足に悩む企業が増加している。今後一層の少子・高齢化により、人材確保はさらに難しくなると予想される。

人手不足対策には、生産性向上や業務効率化が有効であり、政府が本年度、中小企業を対象に「中小企業省力化投資補助金」を措置した点は高く評価できる。

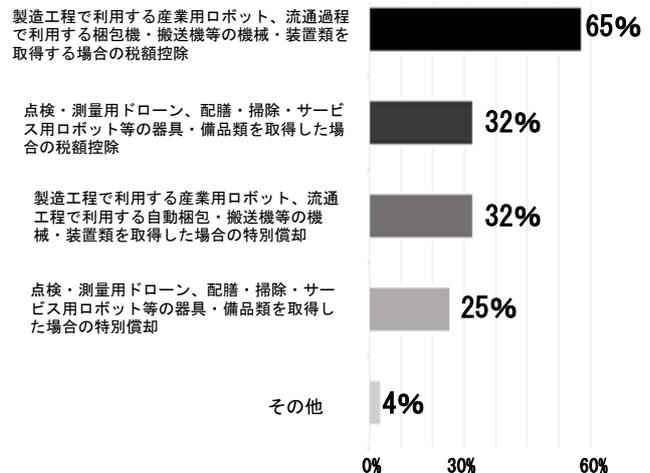
本会会員企業を対象とした税制改正アンケート調査では、企業規模に関わらず、約半数の企業が、省力化・省人化関連の投資を検討しており、公的支援として「追加の補助金」や「新たな税制優遇」を求めている（図2-3）。

期待する税制措置の内容としては、「製造工程で利用する産業用ロボット、流通過程で利用する梱包機・搬送機等の機械・装置類を取得する場合の税額控除」を挙げている（図2-4）。

【図2-3 期待する公的支援：回答企業数 122社】



【図2-4 期待する税制措置の内容：回答企業数 57社】



この要望のうち、流通過程で利用する梱包機・搬送機等については、2024年度税制改正で拡充・期限延長された「物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置」により、物流総合効率化法に規定された「特定流通業務施設」の新增設等の際、要件を満たす場合に税制優遇が措置される。しかしながら、梱包機・搬送機等は特定流通業務施設に限らず、多くの流通施設や製造施設内で利用され、その投資費用の負担は大きい。流通業に留まらず、幅広い業種・分野における省人・省力化投資を後押しする税制の創設を求める。

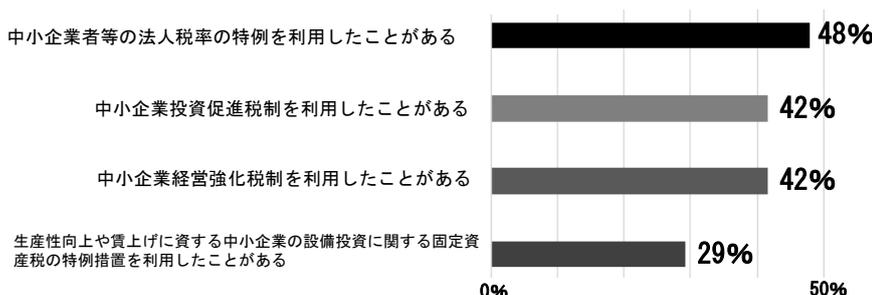
(2) 中小企業の経営力強化

本年度は、中小企業を対象とした複数の税制が期限を迎える。

対象となる中小企業関連税制の 2022 年度の利用状況は、下表のとおり大変多く、本会会員企業を対象とした税制改正アンケート調査でも、対象企業の 4 割以上が「利用している」と回答している（図 2-5）。

	適用件数 (件)	適用額 (億円)
中小企業者等の法人税率の特例	1,025,954	42,956
中小企業経営強化税制 特別償却	14,973	5,005
中小企業経営強化税制 税額控除	7,596	120
中小企業投資促進税制 特別償却	21,339	1,814
中小企業投資促進税制 税額控除	29,254	189
生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置	2023 年度創設につきデータなし	

【図 2-5 各税制の利用状況：回答企業数 24 社】



大企業以上に厳しい環境下で、中小企業が設備投資を継続するには、公的支援が欠かせない。これらの税制について期限を延長すべきである。

また、2024 年度税制改正において期限延長された中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（2022 年度適用件数：653,858 件 適用額 3,636 億円）については、近年の物価高に伴う償却資産の価格高騰を踏まえて、合計 300 万円までを限度に即時償却（全額損金算入）することが認められる償却資産の対象金額を 30 万円から引き上げることを要望する。

(3) 円滑な事業の次世代への相続・承継に向けて

中小企業では経営者の高齢化が進み、事業承継が深刻な問題である。中小企業の事業承継を促すため、相続税・贈与税の納税が猶予または免除される事業承継税制等、国による支援が行われているが、信用調査会社の調査では後継者不在

率はいまだ半数を超える。⁸

「法人版事業承継税制（特例措置）」については、2024年度税制改正において、特例承継計画書（2021年度計画申請件数：2,659件）の提出期限が2025年度末まで2年間延長された一方、事業承継の期限は、引き続き2027年12月末までとされた。この事業承継の期限に関し、本特例を受ける後継者の役員就任要件「役員就任後3年が経過していること（贈与の場合）」を満たすことができない中小企業が、多数取り残されるとの指摘がある。

こうしたことから円滑な事業承継に向けて、事業承継の期限については、延長された特例承継計画書の提出期限を起点に同じく延長する必要がある。

事業承継を支援する企業の話では、特例措置は「納税免除」ではなく「納税猶予」であるため、2027年12月以降の取り扱いに関して不安を口にする経営者が多いという。事業承継期限まではしばらく時間はあるが、今後の取り扱いについては検討ができ次第、速やかに情報公開することを要望する。

また、本税制適用後の対応として最初の5年間は毎年、5年目以降は3年おきに税務署への報告義務がある。手続き等を税理士等、外部に任せきりのケースが多く報告期間が長いことから、引退等に伴う税理士の変更があった場合の円滑な引継ぎが課題である。事後管理が適切に行われるよう、丁寧なフォローを要望する。

（4）GX投資促進

① 水素・アンモニア、CCS、次世代航空機に関する設備投資に対し、減税措置を導入すべき

2024年度税制改正では、GX、DX、経済安全保障という戦略分野において民間として事業採算に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を対象に生産・販売量に比例して法人税額を控除する「戦略分野国内生産促進税制」が創設され、電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF（持続可能な航空燃料）および半導体が対象とされた。本税制は戦略物資の国内供給力の強化とともに、我が国の経済成長につながるものと期待される。

今後、GXの取り組みのなかで重要な役割を果たす水素・アンモニア、CCS、次世代航空機等については、現在、研究、実証段階のものも多く、実用化には時間を要するものもある。しかしながら、実用化にあたり投資計画の段階で税制措置や補助金等が明確であると、企業は安心して積極的な投資を行うこ

⁸ 帝国データバンク『全国「後継者不在率」動向調査（2023年）』によると、後継者不在率は53.9%である。

とができるため、できるだけ早い時期に設備投資等に係る税制優遇を措置する必要がある。特に水素・アンモニアの社会実装については、価格差支援制度等が整備され始めているが、より広く実装を促すためにも内陸部の需要家やセカンドムーバー以降に対しても導入を支援することが重要である。

② G X 関連の新規投資の拡大に向けて

G X の推進において、温室効果ガスの排出削減が困難な老朽化した設備（レガシー設備）の縮小や廃棄が、特に化学や鉄鋼等の重厚長大産業で課題になっており、既存設備の縮小や廃棄にあたっては業界関係者のみならず、地域社会との密接な調整が不可欠といわれる。とりわけ、レガシー設備の廃棄の過程で競合企業同士の情報共有が発生する場合は、競争手段の制限や新規参入の制限といった競争制限効果をもたらし、独占禁止法に抵触する恐れがあるという問題がある。このため公正取引委員会は、今春、条件付きで企業間での情報交換を認め、独占禁止法の適用対象とならない行為と明示して脱炭素に向けた取り組みを促すべく、脱炭素につながる企業の共同事業に関する指針（グリーンガイドライン）を改定した。かかる動きが一層推進されるよう、広域にわたる設備の共同スクラップ&ビルドを円滑に図る優遇税制の創設を求める。

（5）カーボンプライシングと税制

カーボンプライシングについては、2023 年度から参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型の G X リーグにおける「排出量取引制度」が試行的に始まるとともに、同年 7 月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（G X 推進戦略）において、2026 年度から「G X-E T S（排出量取引）」が、2028 年度から「炭素に対する賦課金」が導入されることが示された。

カーボンプライシングは、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化と G X を推進するうえで重要な仕組みの 1 つとされているが、CO₂ 多排出企業を中心に、特定の業種に偏った負担とならないことやエネルギー間の公平性・炭素価格の中立性の確保が求められる。本会会員企業を対象とした税制改正アンケート調査では、3 割を超える企業が「カーボンプライシングの導入が自社に事業に影響する」と回答（図 2-6）し、具体的な影響として「製造工程でのコスト増」や「輸送機器の排ガスに対する規制強化」等を挙げている。

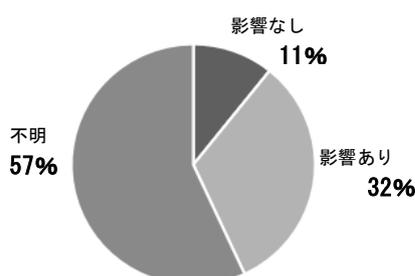
カーボンプライシングは経済成長との両立をもたらす制度となるよう適切な制度設計に努めるとともに、企業への影響を鑑みて CO₂ の買取価格など制度設計の詳細を早期に開示すべきである。

また、カーボンプライシングは G X 実現のための重要な財源に位置付けられ

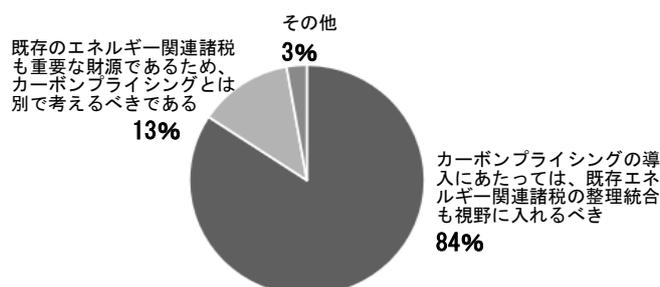
ているが、既存税制では既に石油石炭税（地球温暖化対策のための税含む）をはじめ、多くのエネルギー関連諸税が課されている。

カーボンプライシング導入に伴う既存エネルギー税制については、本会会員企業を対象とした税制改正アンケート調査で84%が回答（図2-7）しているように、国民負担の公平性の観点から「カーボンプライシングの導入にあたっては、既存エネルギー関連諸税の整理統合も視野に入れるべき」である。

【図2-6 カーボンプライシングの影響
：回答企業数129社】



【図2-7 既存エネルギー税制のあり方
：回答企業数109社】



（6）自動車関連税制の見直し

① 体系的な整理・簡素化、課税の多重性の解消

自動車関係諸税はガソリン車の所有を前提に取得から利用までの各段階で、複数の税が折り重なるように課されるとともに、これらの課税金額にさらに消費税が課される二重課税(Tax on Tax)となっている。利用者の過大な税負担を軽減するため、複雑な自動車関係諸税を体系的に整理・簡素化し、課税の多重性を解消する必要がある。

車体課税については環境性能割と消費税、また自動車重量税と自動車税との二重課税を解消するとともに、車種によっては負担増となる環境性能割を軽減するような措置も必要である。

燃料課税についてはガソリン等の燃料価格が昨年来上昇し、事業者および消費者の負担増となっているなか、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

② 暫定税率から本則税率への変更

自動車関係諸税には「当分の間として措置される税率」として、本則税率を超える高い暫定税率が課せられているが、上記の体系的な整理・簡素化が早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率へ戻すべきである。

③ カーボンニュートラル・安全性向上に寄与する自動車の普及を促進する税制

環境負荷の小さな自動車の普及を後押しするため、所有に係るコストの低減や環境性・安全性の向上に資する税制優遇の期限延長・拡充、創設を要望する。

● 環境性能向上

- ・ 毎年課税される自動車税に対する環境性能に応じた税制優遇措置の実施
- ・ ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置（自動車税）の期限延長（2022年度適用金額：59億円）
- ・ 低公害自動車に燃料を充填するための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の期限延長（2022年度適用金額：40億円）
- ・ 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置（自動車税（環境性能割））の期限延長（2022年度適用金額：2百万円）
- ・ 購入・維持費用が割高で再販が難しい購入から廃車までの総コストが高いハイブリット・EVトラックなど業務用の低公害車両導入に伴う税制優遇措置の創設

自動車に加え鉄道車両についても同様の税制優遇措置を要望する。

- ・ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置（固定資産税）の期限延長（2022年度適用金額：946億円）

また、今後開発・導入が進む水素車両への本税制の適用について検討を求める。加えて、2024年度税制改正でカーボンニュートラル投資促進税制（2022年度適用件数：53件 適用金額：57億円）の対象となった「脱炭素効果の大きい鉄道車両」に係る炭素生産性などの要件については、実務的に達成が困難であることから、要件緩和を要望する。

● 安全性向上

- ・ 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置（自動車税）の期限延長および同税制（自動車税および自動車重量税）の次世代自動運転車（ロボタクシー、ロボシャトル、ロボトレーラー等）への対象拡大（2022年度適用金額：30百万円）
- ・ 安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対する税制優遇措置の創設

自動車に加え鉄道車両についても同様の税制優遇措置を要望する。

- ・ 鉄軌道事業者が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る

特例措置（固定資産税）の延長

④ 2025 年度末に期限を迎える自動車税をはじめとする自動車関連諸税の見直しに向けて

今後の見直しにあたっては、世界的に急速に広がるガソリン車・ディーゼル車に対する規制強化、環境負荷の少ない電気自動車（EV）の普及拡大、自動運転技術の進展、所有から利用への移行などの状況変化を見据えて、受益と負担のバランスがとれた新たな税体系の構築を目指し、利用者の納得感を得られる制度設計に努める必要がある。

また、自動車の性能向上やガソリン車への需要減に伴う税収減少への対応策として組上りのぼる走行距離課税は、BEV（[バッテリー式]電動自動車）・燃料電池自動車（FCV）等、環境負荷の小さな自動車の普及拡大の足かせとなる可能性があるため、その導入にあたっては慎重な検討を求める。

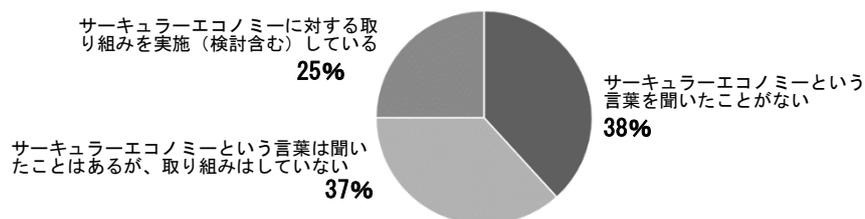
（7）サーキュラーエコノミーへの対応を促すべき

我が国は諸外国に先駆けて 2000 年に循環型社会形成推進基本法を制定し、ごみを減らす「リデュース」、再利用する「リユース」、再資源化する「リサイクル」の 3R により、循環型社会の実現に取り組んできた。近年、資源枯渇や環境問題の深刻化により、持続可能な成長に向け既存の経済システムを超えた取り組みが求められるなど、サーキュラーエコノミー⁹の重要性が高まっている。

政府は、本年の通常国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」や 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源循環の促進に資する、より高度で高効率な再資源化設備への投資拡大を打ち出している。

足元の会員企業の取り組み状況は、アンケート調査から 25%の企業が「サーキュラーエコノミーに対する投資などの取り組みを始めて」おり、また、取り組みは行っていないものの 37%の企業が「サーキュラーエコノミーについて認識している」ことが分かった（図 2-8）。

【図 2-8 サーキュラーエコノミーに対する認識：回答企業数 128 社】



⁹ サーキュラーエコノミー：資源の価値を可能な限り維持して循環的に利用する取り組み。

これまでの循環型社会に向けた取り組みから、経済・産業界ではサーキュラーエコノミーを受け入れる仕組みや素地があることが伺える。サーキュラーエコノミーを我が国の成長に結びつけていくためにも、できるだけ速やかに具体的な施策を提示するとともに、企業の自律的な取り組みを促すため、関連する設備投資に対する税制優遇措置を期待する。

具体的には、現在、再生エネルギーの固定価格買取制度により大量導入された太陽光発電設備のパネルのリサイクル問題が顕在化してきていることから、太陽光パネルなどの再資源化に必要な高度な技術を用いたリサイクル関連設備やこれまで以上に効率的なシステムを積極的に導入した企業への税制優遇措置を要望する。

また、EUでは、サーキュラーエコノミー政策を単なる環境政策ではなく、産業戦略と捉え 2019 年に欧州グリーンディールを発表し、バリューチェーン別規制、情報開示義務化、輸出入規制等、域内の規制を進めている。こうした動きは、先行して導入した規制がその後の世界のルールや市場形成に影響を及ぼす「ブリュッセル効果」を引き起こす可能性が大きいことから、政府としても国際的なルール作りに向けた積極的な取り組みが必要である。

(8) 新たな価値創出

2024 年度税制改正では、イノベーションボックス税制の創設やスタートアップ関連税制の拡充が実現し、新たな価値創出への環境整備が大きく前進したと評価している。研究開発投資は経済成長のエンジンであるとともに、感染症、地球温暖化、安全保障等、世界が直面する様々な社会課題を解決するための鍵であり、長期にわたり維持・拡大することが望ましいことから、企業に対する税制面での支援は引き続き最重要事項である。

① 長期的な視点で研究開発投資を支援すべき

2024 年度税制改正において研究開発税制（一般型）（2022 年度適用件数：8,014 件、適用金額：7,255 億円）の要件が一部見直され、2026 年度以降、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に調整することとなった。各社の研究開発投資額は少なからず自社の業績の影響を受け、年により増減する。特に、業績悪化の断面では支出全般に慎重になり、研究開発投資は前年を下回る傾向にあるとの企業の声も多い。

投資に慎重なマインドの下での税制優遇の縮減は、研究開発投資への慎重な姿勢を助長しかねない。企業が自力で取り組むことが難しい時こそ、国の支援が必要である。

業績の悪化等により意図に反して研究開発費を減らさざるを得ない場合の控除率の段階的な調整は、見直すべきである。

② 革新的イノベーションを伴う新製品あるいは、新サービス向けの高付加価値型投資を促す税制の導入

革新的なイノベーションを伴う新製品あるいは新サービスの提供には、研究開発の拡充、人材育成およびITの活用と、これらを用いた高付加価値型設備の導入が必要である。 本会および中部圏社会経済研究所が本年6月に公表した「中部5県の設備投資・資本ストックの特徴と課題」では、設備投資に積極的な企業は、新製品・新サービス向けの設備の新設、増設・拡張に積極的であるとの結果を示している。この結果から、高付加価値型の投資を積極的に行う企業に対する優遇税制導入を要望する。 加えて、業種を問わず喫緊の課題である人手不足対応として省力化投資を併用する企業に対しては、一層の優遇を期待する。

③ 研究開発から社会実装までのプロセスに対する税制優遇

我が国が山積する諸課題を克服しながら、GX・DX経済への本格的な移行を果たしていくためには、次世代の成長産業を創出し、高い生産性と新たな付加価値を生み出すイノベーションが必要であり、研究開発はこのイノベーションの源泉でもある。

既存の研究開発税制の対象は、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究であり、自然科学の分野に限られている。しかしながら、これらの研究開発は、社会実装¹⁰されてこそ成果を発揮する。そのためには、消費者のニーズや社会の価値観に合うことや消費者への高品質かつ安価な価格での提供などが求められることを踏まえると、研究開発から社会実装に到るプロセスまでを対象範囲に広げる必要があると考える。具体的には、以下の項目への対象の拡充を求める。

- ・ サービス化のための研究開発（対価を得て提供する新たな役務の開発）
- ・ 市場開拓のための調査・研究に係る費用
- ・ 人文・社会科学に係る活動（AIへの心理学を活用）に係る費用
- ・ 社会実装に向けた市場形成に資する国際標準化やルール形成に係る調査・研究費用

¹⁰ 社会実装とは、研究成果が機械に部品を取り付ける（実装する）ように具体的な製品や行政サービスの形で組み込まれ、経済的、社会的・公共的価値を生み出すこと。より具体的には、研究成果の実用化に向けた段階が、特許の出願、プロトタイプの実証等の段階を超えて、事業化段階および普及・定着段階に到達することを指し示している。

- ・ 量産化へ向けた既存技術の組み合わせ等に係る費用

④ スタートアップ企業の繰越欠損金の控除期間を一般企業より長期とする優遇措置の導入

我が国経済の新たな担い手と期待される研究開発型スタートアップ企業は、事業化までに時間を要し、投資回収期間が10年以上になるケースも多い。主な出資者である民間ベンチャーキャピタルの投資期間は、一般的に10年程度であり、スタートアップ企業にとっては資金調達面の不安が大きい。スタートアップ企業の事業が軌道に乗るまで安心して事業活動に注力できるよう、繰越欠損金の控除期間については、一般企業より長期とする優遇措置を導入すべきである。

⑤ AIや量子技術等の開発投資に対する優遇税制の創設

このところ、大規模言語モデル等の基盤モデルを活用した生成AIの開発が加速しているが、生成AIは人手不足や生産性向上などに資する革新的な技術であり、産業活動や国民生活に大きな影響を与えると考えられている。また、次世代計算機である量子コンピューターや安全性が高い量子暗号に用いられる量子技術は、幅広い産業において競争力を高めることが期待されている。生成AI・量子技術の開発投資に対して、特に手厚い優遇措置を行う余地は大きいと考える。加えて、生成AIや量子技術の利用拡大により半導体工場やデータセンターの建設などに伴う局所的な電力需要の増加が見込まれる。そのため、エネルギー面では革新的省エネによる電力使用効率の向上やエネルギーシステム全体の効率化を促す税制も必要である。

(9) 産学官連携強化

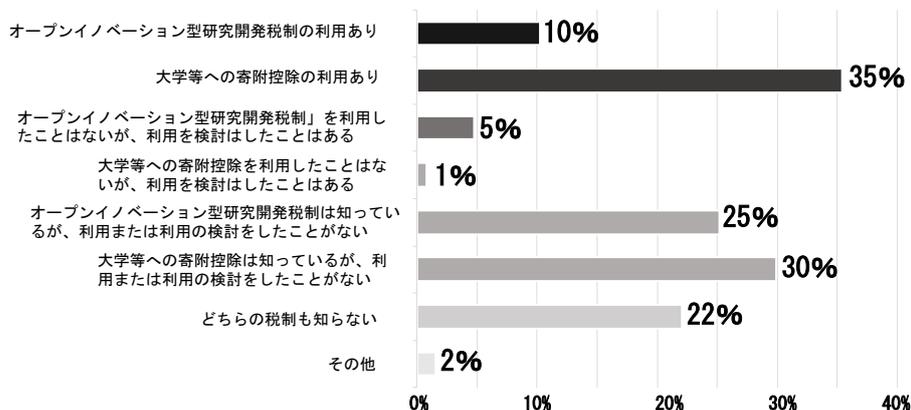
社会や産業構造が大きく変化するなかで行政区や産学官の各セクターを超えた広域での産学官連携はより重要性を増しており、本会は各セクターをつなぐべく取り組みを強化している。企業の既存事業の活性化や産業構造の高度化へ向けた課題解決には、異業種の既存企業との連携や最先端の知見を有する大学との共同研究、大学発のベンチャー企業との共創あるいは協業などが鍵を握る。

企業や大学との連携は、社会保障関連支出等の増加により、さらなる財政出動が難しい環境にある地方自治体にとっても、地域の社会課題解決の一助となると期待されることから、地域の持続的発展を後押しする大学や自治体への企業からの寄附税制の使い勝手の改善、産学官連携による新産業創出への取り組みなどに資する税制の一層の整備を求める。

① 産学連携の強化に向けて

産学連携に係る主な税制である「大学等への寄附控除」および「オープンイノベーション型研究開発税制」の本会会員企業の利用状況は、税制改正アンケート調査からそれぞれ、35%および10%である（図 2-9）。

【図 2-9 利用状況：回答企業数 127 社】



● 大学等への寄附

「大学等への寄附」は寄附金の利用などに関する制限が少なく、さまざまな形の産学連携に活用できる点から、大学だけでなく企業にとっても使いやすいとの声が聞かれる。

ところで、現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入できるが、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入できない¹¹。各地の私立大学は、地方自治体や地元企業と連携して、国際競争力の向上や地域産業の活性化に必要な人材育成の機能を担うことから、企業と私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附に係る損金算入限度額の引き上げおよび税額控除を可能とする制度を創設すべきである。

● オープンイノベーション型研究開発税制

「オープンイノベーション型研究開発税制」は、企業が研究機関や大学、民間企業などと共同試験研究や委託試験研究などを行った場合、その研究に要した費用等（特別試験研究費）に一定の控除率を乗じた額を法人税額から控除できる制度（2022 年度適用件数：2,752 件、適用金額：141 億円）であり、研究開発税制（一般型）よりも高い控除率が適用される。

¹¹ 日本私立学校振興・共催事業団を經由した「受配者指定寄附金制度」を利用した場合は全額損金算入が可能

本税制については、企業と大学が共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があることに加えて、専門家の監査が必要となるなど適用のハードルが高い。また、研究開発税制適用の申告段階における手続要件も複雑である。運用上の改善として第三者や大学による確認方法に関するガイドラインが一部明確化されたが、契約書記載事項の簡素化、監査要件の緩和等、引き続き一層の使い勝手の向上を図るべきである。また、申告にあたり相手方（大学等）への支払金額をもとに控除が受けられるようにすべきである。

これらの見直しにより、特に税制の事務手続きに不慣れなスタートアップ企業の利用を促進する制度設計へ改善すべきである。

【会員企業の声】

- ・本税制の利用のあたっては、相手方（大学等）からの数多くの資料を要するとともに、第三者の監査を受ける必要があるなど取り扱いが厳格すぎる。手続きの簡素化を図らなければ、良い税制であっても利用されなくなる。
- ・本税制は、利用後も実績管理や税務調査対応など手間がかかるため、こうした点での見直しをお願いしたい。

3. 人材確保・育成、子育て支援

(1) 人材確保・育成支援

① 賃上げにおける税制の効果の見極めが必要

連合によると、2024年春闘での賃上げ率は30年ぶりに5%を超えた。中部圏の賃上げ状況についても、本会の「中部圏の景況感の現状と見通し」（2024年6月公表）から4.17%と高水準である。

● 賃上げ税制に対する企業の評価

多くの会員企業が賃上げ税制（中小・中堅・大企業含めた2022年度適用件数：215,294件、適用金額：5,150億円）を利用し、「税額控除の措置は助かった。」との声が聞かれる。各社への聞き取りから、賃上げ水準は、「自社の業績や社会情勢を踏まえつつ自社の可能な範囲内で決定」し、「賃上げ税制の存在や同税制の適用要件となる賃上げ率は、自社の賃上げの意思決定には影響していない。」ことが分かった。

このように、本税制は企業に賃上げを促す直接的なインセンティブとなったとは言いがたいが、税額控除により賃上げに伴い増加した人件費を軽減できる点から企業への補助としては有効である。賃金と物価の好循環を実現するためには、来年度以降も賃上げが継続的に実施されることが重要であり、2024年度税制改正において、拡充、3年の期限延長が措置された本税制の効果がどのような形で表れてくるか引き続き見極める必要がある。

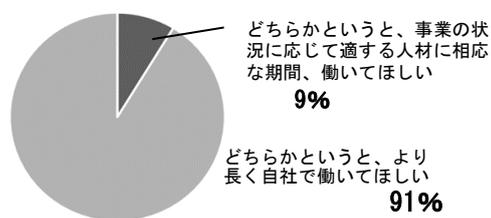
また、昨年度、中小企業を対象に措置された本税制の繰越控除については、中堅企業、大企業であっても業績等により税額控除しきれない企業がみられることから、これらの企業への適用を要望する。

② 人材育成は誰が行うべきか

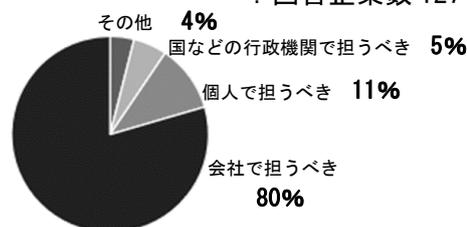
いつの時代も企業にとって重要課題の一つである人材の定着・育成は、人手不足が顕在化した近年、その重要性が増している。この課題に対する企業の意識については、本会会員企業へのアンケート調査結果から、人材の定着について約9割が「従業員にはどちらかというとも長く働いてほしい」（図3-1）、また人材育成の主体について約8割が「企業で担うべき」（図3-2）であることが分かった。この結果は、企業が人材の定着を指向し社内教育に力を入れていることを示している。企業による教育訓練への支援として、2024年度税制改正において「賃上げ税制における教育訓練費の上乗せ要件」が拡充された点は各社の人

材育成施策の方向性に適っていると評価できる。

【図 3-1 人材定着・流動化に関する認識
：回答企業数 129 社】



【図 3-2 人材育成の担い手に関する意識
：回答企業数 127 社】



ところで、「賃上げ税制における教育訓練費の上乗せ要件」について、会員企業から「賃上げと教育訓練は別物であり、教育訓練の支援要件に賃上げ要件を加えることは適当ではない。」との声が聞かれる。労働力不足、技術革新およびサービスの多様化が一層進むなか、企業の教育訓練は企業業績に関わらず、継続的に取り組むことが求められる。賃上げと教育訓練への支援を切り離し、教育訓練については、例えば 2005 年度税制改正において企業が従業員の教育訓練費として支出した金額に基づき税額控除を認める「人材投資促進税制」のような税制優遇措置について検討を求める。

また、「教育訓練費の上乗せ要件に該当する教育訓練費の範囲が分かりにくい。」との声も聞かれ、利用を躊躇するケースもみられる。本年の第 3 回政府税制調査会の「賃上げ税制」に関する評価において「教育訓練費の上乗せ要件」の利用が低調（賃上げ税制の利用が大企業、中小企業それぞれ 8 割以上、9 割以上であるのに対し、上乗せ要件の適用は大企業、中小企業それぞれ 3 割弱、1 割弱に留まる）であったことから、利用促進に向け「教育訓練費の範囲の明確化」に努め、より詳細なガイドラインを定めて公表すべきである。

③ 高度外国人材の確保に向けて

国内市場の縮小や生産年齢人口の減少を踏まえ、海外展開や販路拡大、訪日観光客の増加に伴うインバウンド需要対応等、国際的に活躍できる高度外国人材への関心が高まっている。

「経済産業省 高度外国人材研究会 第 1 回、第 2 回事務局説明資料」によると、こうした人材の受入は年々増加しているものの、世界各国に比べると低い水準にあるとともに、高度外国人材を誘致・維持する魅力度、生活環境に関する評価も低い。低評価の原因の一つには、税負担の大きさが挙げられている。

高度外国人材の受け入れ強化にあたり、働き方、報酬水準、生活環境等に加え、税制面においても給与所得や株式報酬に係る税制優遇措置、国外転出時課税のあり方等について見直しが必要である。

(2) 人材活躍の機会創出を促すべき

① スタートアップ人材活躍の機会創出支援に向けた税制優遇措置の拡充

米国経済を牽引するGAFAMのように、スタートアップは経済成長のドライバーであり、将来の雇用、所得、財政を支える新たな担い手である。我が国においても世界で戦えるスタートアップの創出は急務である。本会は、起業家と企業とのつながりを創出するイノベーションハブとして、名古屋市と共同でナゴヤイノベーションズガレージを設立し、中部圏のスタートアップエコシステムの一翼を担っている。しかしながら、我が国のスタートアップエコシステムは人材・事業・資金の各面で課題がある。

ナゴヤイノベーションズガレージでは、現在、将来の起業家育成の土壌づくりとして高大生へのアントレプレナーシップ醸成等に取り組んでいる。今後、こうした人材が起業していくには、スタートアップ企業に対する投資家の数と投資額を増やす必要がある。

スタートアップへ投資した個人投資家を対象とするエンジェル税制¹²（2022年度適用金額：119億円）は、現在、売却益を同一年内に再投資した場合にのみ、利益に対する課税が非課税¹³となる。しかしながら、同一年内の再投資が難しいとの声も聞かれることから、再投資期間の延長を要望する。これにより個人投資家にインセンティブを与えることで一層の投資が促され、より多くのスタートアップ人材が起業を実現していくことを期待する。

② 人材不足・「年収の壁」問題への対応

企業の人手不足が指摘されて久しい。この一因として、納税者本人に配偶者控除が適用される範囲内に短時間労働者である配偶者が収入を抑えるよう就業調整する、いわゆる「年収の壁」が指摘されている。

所得税法上の年収の壁については、配偶者特別控除の創設等により概ね解消し、社会保険上の年収の壁である「106万円の壁」「130万円の壁」に対しては、緩和措置として昨年10月から時限的に「年収の壁・支援強化パッケージ」が措置されている。

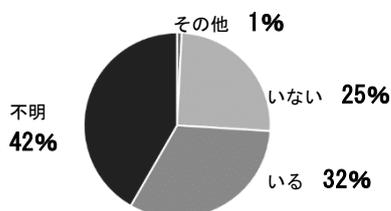
本会会員企業へのアンケート調査によると、約3割強の会員企業が「配偶者控除等により働き方を抑制しているケースがある」と回答（図3-3）し、そのう

¹² エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度。本税制については、令和6年度税制改正大綱において、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討することとされている。

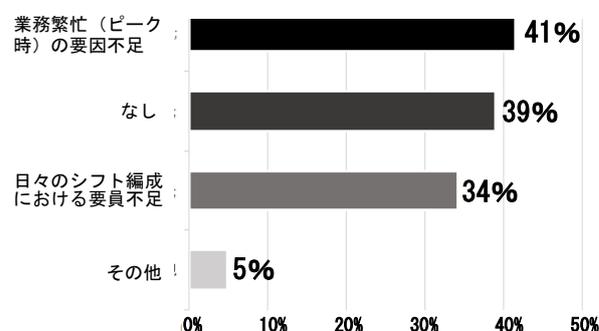
¹³ 非課税扱いとなるのはプレシート・シード特例適用時。優遇A、優遇B適用時には、課税繰延。

ち 75%が「通常業務またはピーク業務に支障を来している」と回答（図 3-4）している。また、そうした人手不足への対応として約 8 割が「他の従業員へ仕事を割り当てる」と回答（図 3-5）している。

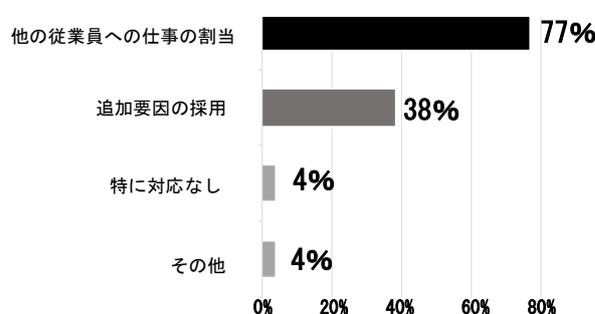
【図 3-3 配偶者控除等のため働き方を抑制している従業員の有無：回答企業数 128 社】



【図 3-4 事業運営への影響：回答企業数 41 社】



【図 3-5 人手不足への対応状況：回答企業数 26 社】



アンケート調査結果から、年収の壁は緩和措置が取られてもなお働き手に抑制的な就労行動をとらせるとともに、企業の人手不足解消に向けた取り組みやワークライフバランスの取り組みに逆効果となっている。

人手不足が続くなか、企業は多様な人材が活躍できるよう、勤務・休暇制度をはじめ働きやすい環境の整備に取り組んでいる。年収の壁については、短期的には、緩和措置について短時間労働者、経営者、現場責任者が正しい知識を持てるよう、より丁寧な情報提供を要望する。また、中長期的には働きたい人が働きたいだけ働けるよう、配偶者控除・配偶者特別控除のあり方を含めて税制・社会保障制度の両面から年収の壁について一体的に見直すべきである。

（3）次世代を育て豊かさを育むために

① 子育て世帯の負担軽減

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保やこどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えている。

「子育て世帯等に対する住宅ローン控除」および「子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制」について、2024 年度税制改正において急激な住宅価格の上昇等を踏まえ、本年度限りの延長を行った。しかしながら、引き続き物価上昇

や住宅関連価格の高止まりが見込まれ、子育て世帯の家計を圧迫することが懸念されることから、これら2つの税制の期限を延長すべきである。また、同じく2024年度税制改正において拡充された「子育て世帯に対する生命保険控除の拡充」について、本年度末の年末調整時の確実な実施を求める。

② 奨学金返済の支援に資する税制創設

大学（短大含む）以上の高等教育を受けた者の半数が奨学金を受給し、その負債は平均300万円を超え、返済に苦勞している。人材の確保・定着の観点から従業員の奨学金返済の肩代わり等の支援を行う企業数は、2021年に企業が日本学生支援機構へ奨学金を直接返済できるようになったことを機に増加している。

こうした流れを受け、税制面において返済額を「賃上げ促進税制」の対象となる給与等支給額に充てることができ、一定の要件を満たせば同税制の優遇措置を適用できる点は、企業の負担軽減につながることから高く評価できる。

ただし、全ての企業が同様の支援を実施できないことから、学生本人が返済する場合の支援として「奨学金の返済期間のうち、結婚適齢期や子育て期間中の所得税減免」「住宅ローン控除のように、奨学金の借入残高に一定の割合を乗じた額を一定期間所得控除する税制措置」等の税制優遇措置についても検討すべきである。

③ 結婚を促す税制優遇

2015年に100万人であった日本の出生数はその後速いペースで減少が進み、2024年には70万人を下回る見通しであり、今後は、国が示した将来の出生数を下回って推移する可能性が高い。政府は子育て支援策として、2010年代に保育所枠を拡大し待機児童は概ね解消した。また、その後も男性に育児休暇取得を促すなど注力してきたものの、少子化に歯止めはかかっている。少子化の原因は、従来、夫婦1組あたりの子供の数の減少が挙げられ、子育て世代を対象に上述の支援が行われてきた。しかしながら最近の調査・研究では、夫婦1組あたりの子供の数ではなく、婚姻数の減少が課題であるともいわれている。さらに、その原因として「結婚資金の不足」、「女性の地方から東京への流出」¹⁴なども指摘されている。

¹⁴ 「結婚資金の不足」については、内閣府の「少子化社会対策白書（令和4年度）」を、「女性の地方からの東京への流出」については、週刊エコノミスト「人口減のウソを斬る 地方消失の真因は若年女性の流出 若年雇用創出が最善の人口対策に（2024.5.14・21号）」および「学者が斬る 視点争点 東北地方で急低下する合計出生率（2024.3.19・26号）」を参照

● 結婚資金の不足

結婚適齢期世代は、非正規雇用者の増加、物価高、社会保険料の負担増などにより、過去の同世代に比べて相対的に可処分所得が低下している。

政府は、若者層に対する正規雇用対策のほか、結婚・子育て資金、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を通じた金融資産の世代間移転を促すなどしているが、婚姻数の増加には必ずしもつながっているとはいえない。かかる状況を克服するための税制面からの支援として、「共働き世帯であっても、結婚後の一定期間は、夫婦が互いに配偶者に対して配偶者控除をできるようにする」など、所得控除の仕組みなどを活用した税制面での優遇措置の導入を検討すべきである。

● 女性の地方から東京への流出

総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告」に基づく分析の結果、地方の人口減少と東京一極集中をもたらす人口移動の主な年齢・性別は、20代前半の女性であるという。大学（短大含む）、専門学校等を卒業するこの年齢層の移動は、就職に伴う上京に起因すると考えられる。このことは、言い換えると地方には若年女性に魅力的な職場が少ないことの表れと言える。

子育て世代予備軍である若年女性の流出は、地方における足元の人口減少に加え将来の少子化につながるため、この層の地方への定着が少子化対策の第一歩といえる。

現在、地方では「地域未来投資促進税制」、「地方拠点強化税制」等を用いた企業誘致や地元企業の事業創出などへの支援を通じて、雇用の創出や人材の定着に取り組んでいる。こうした取り組みを行う際には、地域への経済効果の大きさや地域の特性の視点に加え、「若年女性にとって魅力的な仕事・職場であるか」という視点からも捉える必要がある。

また、「地方では女性の幸せは子供を産んで家庭を支えるという風潮が強く、東京に比べ女性個人の幸せが大事にされないように感じる。」という話を本会会員から伺った。このように、地方の保守的な風土や昔ながらの結婚観・家族観に対する若年女性の忌避感も、上京に拍車をかけていると考えられる。

こうしたことから、地域創生等、地域を活性化させる取り組みや働き方改革に見られる諸制度の見直しに加え、これまでの慣習に基づいた職場や家庭における役割分担など、我々のなかに無意識のうちに根付いている考え方についても改めて考え直す時が来ているといえる。

4. 自然災害に対するレジリエンスの強化

(1) リスク管理力強化

大規模自然災害の発生による甚大な人身被害と経済被害（資産被害、長期的経済被害、税収減等の財政被害など）をできるだけ小さくする備えが重要である。とりわけ、中部圏においては、30年以内に70～80%の発生確率といわれる南海トラフ巨大地震の発生に対しては、サプライチェーンの寸断による物資・サービスの途絶等が地域経済や我が国経済・社会全体へ与える影響を最小限に留める備えを進めることが重要である。

本年1月の能登半島地震で見られた家屋の倒壊・火災、土砂災害、浸水被害ならびに交通インフラおよびライフラインでの甚大な被害から、我が国経済社会のレジリエンス向上・リスク管理力強化が喫緊の課題であることが改めて示された。

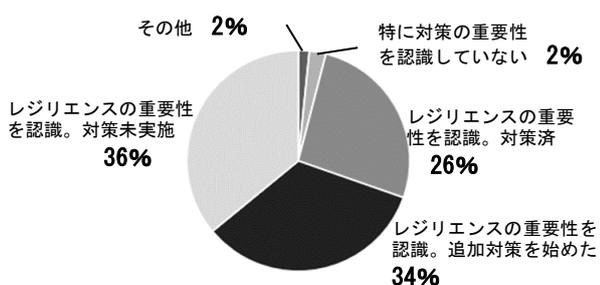
防災・減災投資の支援にあたっては、有事の被害軽減効果、投資促進による市場・経済拡大効果、および税収増効果なども踏まえ、中長期的視点から柔軟な実施の判断、施策立案（政府の基金創設等）が必要である。

① 防災・減災対策に資する税制の拡充・創設等

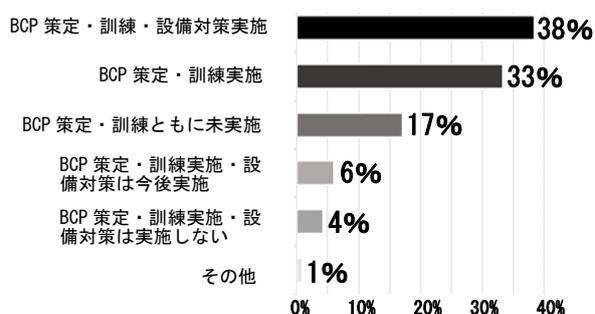
東日本大震災から13年が経過し、防災意識の低下が指摘されるなか、能登半島地震の発生は、改めてレジリエンスの意識を高めるきっかけとなった。本会会員企業へのアンケート調査においても、9割以上の企業が「能登半島地震を受けて、レジリエンスへの意識が高まった。」と回答している（図4-1）。

また、ハード・ソフトの両面から「事前防災」の重要性が再認識された。アンケート調査から、4割弱の企業はBCP策定や訓練実施に加え、設備対策を実施しており、事前対策が進んでいることが明らかになった。また、事前対策が済んでいない企業のなかには、設備対策を予定する企業もみられる（図4-2）。

【図4-1 能登半島地震以降のレジリエンスへの意識の変化：回答企業数125社】



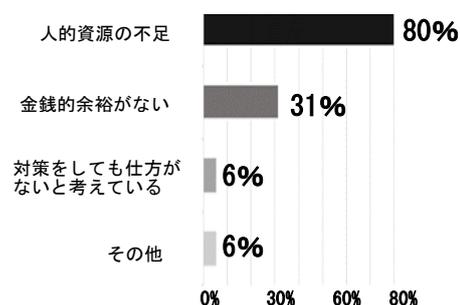
【図4-2 レジリエンスへの対応状況：回答企業数117社】



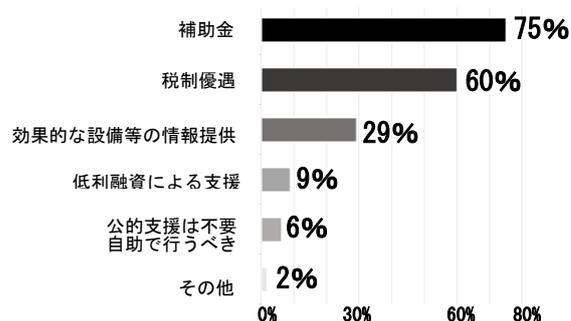
対策が滞る理由としては、「人的資源の不足」が8割、「金銭的な余裕がない」が3割強であった（図4-3）。また、期待する支援としては、補助金（75%）に

加え、税制優遇（60%）を求める回答が多い（図 4-4）。

【図 4-3 対策できない理由：回答企業数 35 社】



【図 4-4 期待する公的支援：回答企業数 113 社】



上記のアンケート結果からも分かるように、能登半島地震を機に企業のレジリエンスの意識が高まっているこのタイミングで、民間企業の自主的な防災・減災対策の取り組みを促していくことが重要であり、その後押しをする税制や補助金等の支援策が不可欠である。また、地震に限らず、豪雨や台風などの風水害を含めた、激甚化する自然災害への企業の自主的対応力を高めるため、引き続き防災・減災に係る税制を維持・強化すべきである。

● 中小企業防災・減災投資促進税制の期限延長と利用促進の強化

BCPの策定や設備対策が滞る主な理由は、人的資源の不足や金銭的な余裕がないことである（図 4-3）が、こうした課題は、能登半島地震の被害・復旧状況からも分かるように、中小企業において深刻である。我が国のサプライチェーンを幅広く支える中小企業の事前対策の不足は、発災時の被害を拡大させ、事業再開の時間を遅らせることにつながり、経済活動全体に大きな影響を与える。こうした影響を最小限に留めるために、中小企業の防災・減災対策を支援することは極めて重要である。

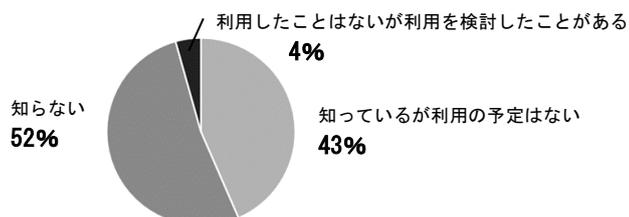
以上より、中小企業の防災・減災投資を促す本税制の果たす役割は大きいため、期限延長を行うべきである。（2022年度適用件数：15件、適用金額：39百万円）

加えて、弊会で実施したアンケート（図 4-5）では、本税制を「知らない」と回答した中小企業が5割を超えており、本税制の認知度が他の中小企業向け税制と比べて低迷していることが分かった。また、企業への聞き取り調査から、本制度の利用に至らなかった理由として、「対象設備の導入を検討したが、投資額が少額で税制利用の基準に満たなかった」、「税制関係は顧問税理士に任せきりになっており、自社であまり把握できていない」、「事前の認定計画の策定に苦手意識がある」ことが分かった。

したがって、本制度の期限延長を行うと共に、事前の認定計画である事業継続力強化計画策定等の手続きの簡素化に加え、同計画の策定支援の強化、対象

の設備・製品の紹介などの利用促進に向けたPRの強化に一層注力すべきである。

【図 4-5 利用状況：回答企業数 23 社】



● 民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）の創設

民間企業に自主的な防災・減災対策を促すうえで、既存の中小企業防災・減災投資促進税制¹⁵や建物の耐震改修に係る固定資産税の減額措置¹⁶では、支援の対象・範囲として十分とは言えない。このため、以下の重要分野への防災・減災投資に対し、業種や事業規模を限定しない「民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）」の創設を要望する。

【重要分野】

- ・ 旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
- ・ 情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む）
- ・ 敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
- ・ 自家用発電設備等の非常用設備の設置

特に、旧耐震の建築物の耐震改修の優先度は高いため、南海トラフ巨大地震の想定震度が政府のハザードマップ上、震度6弱以上の地域において民間企業の旧耐震（震度5強程度が前提）の建築物の耐震改修の促進が図られるよう、手厚い税制優遇措置の導入を求める。

（2）災害に強いまちづくりに向けて

① 地域の防災機能向上に資する支援措置の延長

近年、頻発化、激甚化する自然災害に対しては各企業や個人の防災意識の向上や事前対策のみならず、地域全体の災害対応力の強化が必要である。

政府が住生活基本計画（2021年公表）で示した危険な密集市街地の解消、

¹⁵ 中小企業防災・減災投資促進税制の対象は、中小企業の機械設備や機器等である。

¹⁶ 建物の耐震改修に係る固定資産税の減額措置の対象は、病院や百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模な耐震診断が義務化された建築物である。

空き家の適切な管理や利活用の推進により、地域全体の安全性確保が必要である。また、大規模地震等による道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスク軽減のため、緊急輸送道路等の無電柱化、鉄道施設・港湾施設の耐震化も重要である。加えて、豪雨災害への対応も欠かせない。地域の防災機能向上に向けて、今年度末に期限を迎える以下の防災・減災関連税制の期限延長を要望する。

- ・ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置（不動産取得税）
(2022年度 適用実績なし)
 - ・ 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置（固定資産税等） (2022年度 適用実績なし)
 - ・ 防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建物に係る税額の減額措置（固定資産税） (2022年度 適用金額：9百万円)
 - ・ 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置（固定資産税） (2022年度 適用金額：139億円)
 - ・ 鉄道の耐震対策の促進に係る特例措置（固定資産税）
(2022年度 適用金額：90億円)
 - ・ 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
(2022年度 適用実績なし)
- 次の税制について、対象地域・施設を拡充のうえ期限延長を要望する。
- ・ 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置（固定資産税）
(2022年度 適用実績なし)
- 次の税制の創設を要望する。
- ・ 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置（固定資産）の創設

② **災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対する税制優遇措置の導入**
能登半島地震の発生により、重要インフラ施設の耐震化・免震化等、防災・減災対策の必要性が再認識された。

国土強靱化基本計画（2023年7月28日閣議決定）の基本方針に掲げた「防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」に関する各施策について着実な実施を要望する。加えて、医療機関、通信基地局、電力・ガス・水道等のインフラ施設など、災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対し、税制に限らず補助金を含めたより一層の優遇措置の導入を要望する。

5. 社会情勢の変化への税制対応

(1) 継続的検討課題への対応

2024 年度税制改正において結論が先送りされた「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の財源について、「骨太方針 2024」に記載のとおり、歳出改革の継続、決算剰余金の活用および税外収入の確保に取り組み、増税分を極力圧縮するよう努めるべきである。

また、2027 年度に 1 兆円強の財源を確保するため、2027 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとなっている税制措置の開始時期については、十分な議論を尽くし、国民の納得感が得られるよう丁寧に説明を行ったうえで設定すべきであるが、結論の先送りにより開始時期が遅れ、企業にとって急激な税負担となることがないように、法人税付加金等の負担について適切な結論を得るべきである。

加えて、産業競争力確保の観点から、法人税負担増の代替措置として研究開発投資・設備投資の促進や賃上げ等に対する更なる優遇措置を導入し、影響緩和を図るべきである。

(2) 経済安全保障

① 経済安全保障上の重要分野への優遇措置

国際情勢の緊迫化に伴う経済安全保障の重要性の高まりから、経済安全保障推進法が制定され、経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保に向けて取り組むことが定められた。

2024 年度税制改正において、戦略分野国内生産促進税制が創設され、電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体を対象に税制優遇が措置されたが、その他の経済安全保障上の重要物資についても、我が国経済にとって極めて重要であるため、脅威とリスクから産業・技術基盤を守り、発展させていく観点から更なる支援が必要である。したがって、AI 技術、工作機械および産業用ロボットといった特定重要物資かつ高い国際競争力を有する分野への投資を対象に税制優遇を導入すべきである。

② サイバーセキュリティの強化

企業のデジタル化やDXが進むなか、国内外からのサイバー攻撃による情報流出やサプライチェーン寸断により事業活動が受けるリスクが高まっており、サイバーセキュリティ対策の重要性は増している。中小企業・小規模事業者への補助金に留まらず、事業停止等による社会的影響の大きい中堅・大企業も対

象に企業内システムの脆弱性診断・監視システム導入、人材育成等、サイバーセキュリティ対策に係る投資や関連支出に対する税制優遇措置を検討すべきである。

(3) 国際課税制度への適切な対応

① 新たな国際課税制度への適切な対応

現在、2021年10月にOECD・G20「BEPS包摂的枠組み」において合意された「市場国への新たな課税配分」および「グローバル・ミニマム課税」の円滑な導入に向けた法整備が期待されている。

市場国への新たな課税配分については、配分方法などを規定した多国間条約の発効が必要であり、当初2024年6月末までに各国が署名する予定であったが、米国議会の反対もあり、条約発効が大幅に遅れている。条約発効が頓挫した場合、各国が独自にテック企業に対し課税するデジタルサービス税(DST)を導入する可能性がある。しかしながら、DSTは米国による報復関税の導入に発展する恐れもあり、国際的な混乱が生じかねない。租税の適正な確保および海外企業との公正な競争の確保のため、我が国が先頭に立って、公正で統一された国際ルールを定めた多国間条約の国際合意に向けて取り組むことを要望する。

グローバル・ミニマム課税については、2023年度税制改正において所得合算ルール(IIR)が法制化され、本年4月以降に開始する事業年度において適用される。2024年度税制改正における「OECDにより発出されたガイダンスの内容や国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う」との記載のとおり、今後、制度の不明瞭な点の明確化を図り、円滑な運用ができるよう見直し・周知をお願いしたい。

また、今後、OECDにおいて実施細目が議論される見込みである軽課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)についても、国際的な議論の結果を踏まえつつ企業実務の負担に配慮した法制化を求める。

国際課税のルール見直しに関して、会員企業から次の声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ グローバル・ミニマム課税を含め、国際課税ルールは複雑で自社のみでは対応できない。外部コンサルを利用しているが実務、コストの両面で負担である。
- ・ グローバル・ミニマム課税は複雑で分かりにくい。具体的な事例紹介などを充実してほしい。
- ・ 複数の国に海外子会社を抱えており、各資料から数字等の収集を行うことに苦労する。グローバル・ミニマム課税での計算は簡素化してほしい。
- ・ グローバル・ミニマム課税は複雑であるため、実務上のマニュアルなどを早期に公表してほしい。
- ・ 2024年度決算から適用されるグローバル課税については、納税まで1年半の猶予があるが、決算時に納税額を見積もる必要があるため、実務負担は軽減されない。こうした実態を踏まえて企業への支援を検討してほしい。

② 外国子会社合算税制（CFC税制）

● 経済活動基準等の見直し

CFC税制は実質的活動を伴わない外国子会社などを利用するなどにより、我が国における税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社などがペーパーカンパニーなどである場合、または経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社などの所得に相当する金額について、内国法人の所得とみなして、それを合算して課税する制度である。

現状、清算に伴い事業を停止した外国子会社に対して、ペーパーカンパニーの基準に該当すると判断され、同社の清算に伴い発生する不動産の売却益等について本制度が適用された結果、内国法人で課税される事案が発生している。

こうしたケースは、本制度の税負担を軽減・回避する行為への対処という本来の主旨とは合致しないものであり、改善を求める会員企業の声が多い。したがって、本税制のペーパーカンパニーや経済活動基準といった要件を企業の実態に即した制度となるよう見直すべきである。

● グローバル・ミニマム課税導入に伴う見直し

CFC税制はグローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえ、2023年度および2024年度税制改正において見直された。しかしながら会員企業からは依然、実務上の負担が大きく、更なる簡素化を求める意見が多い。また、親会社と外国子会社の決算時期の組み合わせによっては、短期間での税務処理が求められ業務がひっ迫している。

本制度とグローバル・ミニマム課税は制度の趣旨が異なるため併存するとされているが、外国子会社の課税後になお追加的な課税が必要な部分に対して、

親会社の本国にて課税するという点で共通している。会員企業からも制度の重複感を感じているという声が多く、併存による事務負担の増大が懸念される。

これらを踏まえ、経済産業省の「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会」で提案されているように両制度の重複を回避し企業の実務負担を軽減するため、以下のとおり本税制のさらなる簡素化を求める。

- ・ グローバル・ミニマム課税と本税制の併存により増加する親会社の外国子会社管理、および両制度のコンプライアンス対応の負担軽減のため外国関係会社の絞り込み
- ・ 15%までの税負担をカバーするグローバル・ミニマム課税の導入により、軽課税国への利益移転が一定程度防止できることから、本税制上の経済活動基準を簡素化
- ・ 両制度の違いにより外国子会社から収集する資料等が膨大になる負担軽減のため、グローバル・ミニマム課税で用いる資料を本税制に活用する実務上の見直し
- ・ 外国子会社の所得合算時期の見直し

本税制については、会員企業から次の声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ グローバル・ミニマム課税と重複感があり、両制度が併存すると事務負担がかなり大きくなるため、制度の見直しを希望する。
- ・ 特定外国子会社等に該当するかの判定基準である租税負担割合の基準をグローバル・ミニマム課税の最低法人税率と同様の15%に引き下げ、検証の事務負担を軽減してほしい。

③ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

企業が海外で得た利益の約半分が、現地での再投資に向けられている。

海外で得た利益を我が国経済の成長につなげるためには、国内の親会社等に配当として還流する資金を増やすとともに、その資金を国内投資や賃金に回す必要がある。このためには、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%へ引き上げるべきである。

こうした対応は、特に、為替が円安基調で推移し、物価高により国内投資や消費が力強さを欠く昨今の状況においては、緊急対策として、国内投資、賃上げと

いった用途を限定したうえで還流資金の一部を益金不算入とする、いわゆるリパトリエーション減税として検討に値する。

(4) 環境変化を踏まえた税制の見直し等

① 印紙税の廃止

印紙税（2022 年度印紙収入額：9,821 億円）は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税である。しかしながら近年、電子商取引が一般化するなか紙ベースの商取引にのみ課税されるため、課税の公平性を失い、合理性に欠けている。

印紙税の合理性や実務面での負担に関して、会員企業から次の声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすると、存在意義を失っている。
- ・ 取引形態の変化に伴い、書面文書のみ課税対象となるのは不合理である。
- ・ 働き方の変革が必要な環境下で、課税文書か否かの判定や該当する号数の確認等の事務負担が発生しており、物理的作業の軽減を強く求める。

以上のように、印紙税は合理性を失っていることに加え、商取引の振興や働き方改革、事務負担軽減の観点からも廃止すべきである。

② 事業所税の廃止

事業所税（2022 年度収入額：3,976 億円）は、人口 30 万人以上の都市等が、都市機能の過密問題に対処するため、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てることを目的に創設されたが、人口減少社会となった今日では、むしろ、都市部の空洞化が課題となっており、本税制が都市部への事業所の開設や企業の新規開業を妨げ、雇用や生産活動への負の効果を与えることが危惧される。

また、従業員の給与総額に対して課税する従業者割は企業の賃上げに対して抑制的に働くものであり、事業所の床面積に対して課税する資産割は、リモートワークの普及に伴い事業所の規模を縮小する産業があるなかで、機械・装置類の設置場所を要する装置産業に一層の負担を強いる公平性を欠く基準である。また後者については、事業所のレイアウト変更に伴い床面積の変更報告が必要であるなど、実務面での負担も大きい。このように、本税は現状にそぐわないものとなっているため、他の税源を確保したうえで廃止すべきである。

③ 法人事業税における外形標準課税の廃止

法人事業税（2022 年度税収額：5.2 兆円）のうち資本金 1 億円超の普通法人には、給与や単年度損益などの付加価値額に課税する付加価値割、資本金等の額によって課税する資本割からなる外形標準課税が課されている。2024 年度税制改正では、税負担を軽減するための形式的な減資および持ち株会社化・分社化を実施する企業に対応するための見直し¹⁷が行われた。

会員企業からは、後者を対象とした見直しにより、従来対象外であった子会社が適用対象となることで、負担が急増したとの声が聞かれる。この問題に対しては、現在措置されている 2 年間の猶予措置の更なる延長を要望する。

また、外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を有するため、雇用や賃上げに対して抑制的に働くことになり、地域経済に悪影響を与えている。

この問題に対しては、地方税の財源確保を図ったうえで、外形標準課税は基本的に廃止の方向での見直しを要望する。

④ 電気・ガス供給事業における法人事業税の収入金課税の見直し

電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用され、その他の事業とは取り扱いが異なる。2020 年度税制改正により、電気供給業の発電・小売事業の 2 割に対し、資本金に応じて外形標準課税または所得課税が、また、2022 年度税制改正より、ガス供給業の中堅・中小ガス事業者に対して他の事業と同様の課税標準が採用されることとなった。しかし、大半は依然として収入金額をベースに課税されている。

収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であり、税金の価格転嫁が容易であること、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから、所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと解される。しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。

これらの点を踏まえ、2024 年度与党税制改正大綱の記載内容に則り検討を進め、競争環境の公平性の観点からも課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

¹⁷ 当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金 1 億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超える場合は、外形標準課税の対象とする。また、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものは原則、対象とする見直しが行われた。

⑤ 租税特別措置の制度設計の簡素化・EBPMの徹底

我が国の税制は、海外の税制と比較して非常に複雑であるため、企業の業務効率を阻害しないような制度設計を心掛けるべきである。とりわけ、法人税の負担を個別に減らす租税特別措置（2022年度 法人税減収額：2兆3,015億円、法人税収の約13%）は、適用要件の確認・検証や申請書類の整備などの実務負担が大きいため、制度設計を簡素化すべきである。さらに、近年、EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の重要性が指摘されており、内閣府税制調査会に「税制のEBPMに関する専門家会合」が設置され、税制における客観的データに基づく有効性等の検証に関する議論が開始されている。今後、議論を深め、EBPMの考え方に基づき、政策効果を分析・検証したうえで機能していないものは縮減・廃止する一方、時代の変化に伴う新たな政策目的の実現に対しては、機動的な拡充・創設が可能となるよう柔軟な見直しを徹底していくべきである。

⑥ 税制の利用促進および円滑な支援

現在、数多くの優遇税制が措置されており、時局の課題に応じ、創設・見直し・改廃が行われている。しかしながら、その中には利用実績が低迷しているものも含まれている。適用要件、対象設備等の制度設計上の敷居が高く利用しにくいものもあるが、単純に優遇税制の存在が企業に認知されていないものも存在していると想定される。したがって、利用しやすい制度設計に加え、利用促進に向けた企業への情報発信についても積極的に行っていくべきである。

また、国と地方自治体の両者による認可や計画の承認が必要な税制がいくつか存在するが、国と地方自治体の政策に対する方向性が一致していないことにより、受けたかった優遇措置を十分に享受できなかったという会員企業の声もあった。国と自治体が足並みをそろえた円滑な支援の実施を求める。

⑦ 税務手続きの簡素化・効率化

税申告には必要な実務の適正な実行を要するが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く、負担が大きいことから、税務固有の実務負荷を減らしてその煩雑さを軽減する必要がある。また、国際会計基準（IFRS）の適用企業数の増加により、会計基準と税法基準の差異は拡大傾向にあることから、その差異の縮小に向けた税制のあり方の検討が必要である。

現在進行中の電子帳簿保存法の改正やe-TaxおよびeLTAxの推進については、税務手続きの一層のデジタル化等により、事務の簡素化、効率化を図り、納税者の実務面での利便性向上に努めることを要望する。

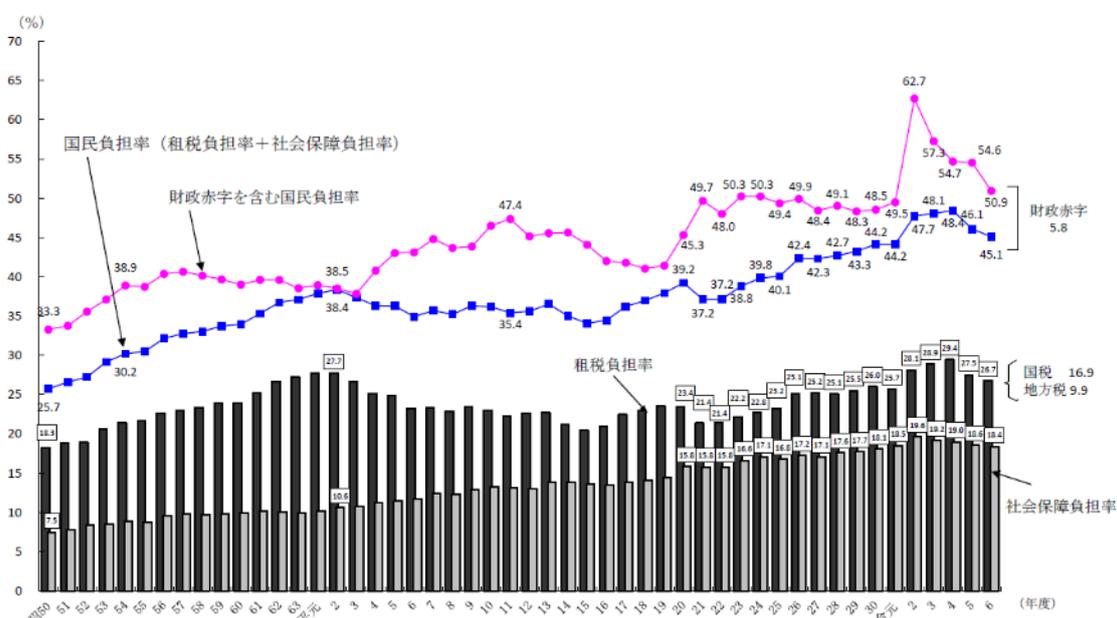
国税と地方税は企業の税務負担の軽減と行政効率化の観点から、申告・納付を含め、徴収業務を一元化すべきである。なお、一元化にあたっては、事務管轄の行政組織の見直しを図り、権限の明確化と効率化を両立させるべきである。

6. 国民全体の受益と負担のあり方

財務省の資料によると、2023年度の国の税収は円安による好調な企業業績や物価高による名目成長率の押し上げにより、過去最高の72兆円となり、4年連続で過去最高を記録した。しかしながらその収入は一般会計総額の約6割に留まる。歳出との差は依然として大きく、財政赤字を国債で賄う状態が続いている。

また、国民負担に目を向けると、1970年度に24.3%であった国民負担率¹⁸は、1979年度には30%を、2013年度には40%を超え、2021年度には過去最大の48.1%（実績）となった。また、2023年度には46.8%の見通しである（図6-1）。

【図6-1 国民負担率（対国民所得比）の推移（財務省 HP）】



年々増加する国民負担の主な原因は、少子高齢化に伴う社会保険給付の増加に対応するための社会保険料の引き上げおよびそれを補うための増税である。社会保険給付の増加には、こうした国民負担を増やすだけでは賄いきれず、国債に頼る状況が続いており、財政赤字が拡大し続けている。

このように租税や社会保険料は、国民負担の観点から国家財政を形成しており、財政健全化に向けて、税制・財政・社会保障制度の「三位一体」での改革の推進が必要である。

また、社会保険給付の増加に伴い、さらなる国民負担が予見されるなか、国民

¹⁸ 国民負担率は、個人や企業が稼いだ国民全体の所得に占める税金や社会保険料の負担の割合を指す。税金には所得税や法人税、消費税などが、社会保険料には年金や医療、介護保険などの保険料が含まれる。式で表せば、分子に租税負担と社会保障負担、分母に国民所得がくる。公的な負担の重さを国際比較する際の指標の一つとされる。

全体の受益と負担のあるべき姿に関して十分な議論を尽くし、抜本的な改革に取り組んでいく必要がある。

抜本的な改革について、租税の所得再分配機能や受益と負担の公平性の視点から、財政赤字への影響が大きい社会保障財源の負担のあり方を中心に意見を述べる。

(1) 所得再分配機能を維持したうえでの社会保障財源の確保

① 法人税

我が国の法人実効税率の水準は、諸外国に比べ依然高い水準（29.74%）にある。経済のグローバル化、デジタル化に伴い資本の国際移動が容易になるにつれ、各国は移動が容易な資本・資金への課税から移動が容易でない消費や労働所得に対する課税にシフトする流れにある。

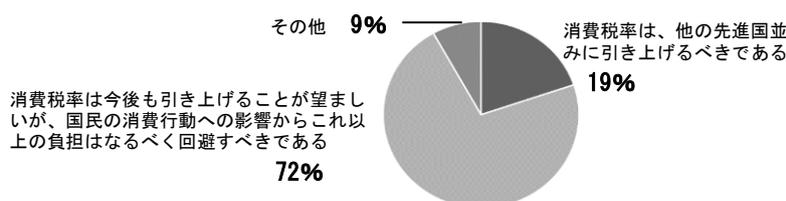
法人税については我が国企業の国際競争力強化や外国企業の国内誘致の観点から、OECD加盟主要諸国の平均レベル並み（20%台半ば）への引き下げを目指していかなければならない。

また、法人税収の減少を補う財源措置として課税ベースの拡大を行う場合には、合理的な理由と根拠に基づくべきであり、法人税の枠内ではなく安定財源の確保と所得・消費・資産への課税を適切に組み合わせるタックス・ミックスの考え方に基づき、景気変動の影響を受けにくい消費税の拡充を軸に検討を進めていく必要がある。

② 消費税・所得税

消費税は、幅広い世代に課せられるとともに、安定的に確保される性質を持つため、社会保障財源に適った税といえる。しかしながら、消費税は社会保障財源化を目的にこれまでも引き上げが行われてきたこと、さらには、会員企業アンケート調査結果（図 6-2）が示すように、円安・資源価格高騰に伴う物価高による消費マインドの落ち込みが懸念されるなか、消費行動に一層ネガティブな影響を与える恐れがある。また、会員企業からは、足元、日用品の消費の落ち込みは著しく、こうした状況の打開策の一つとして、消費税の軽減税率の弾力化などを求める声も聞かれる。消費税への依存度を高めることは、租税の所得再分配における逆進性を強めることにもつながる。以上のことから、消費税率の引き上げには慎重な検討が必要である。

【図 6-2 消費税のあり方：回答企業数 114 社】



なお、2019 年 10 月の消費税率引き上げ時に導入された複数税率は、事務処理の煩雑さ等の問題を抱えており見直しが必要である。中長期的には、消費税の逆進性を緩和する措置として、所得税に対する給付付き税額控除方式の導入も検討の余地がある。

次に、所得税については、今後の経済に高度な成長が望めないこと、少子高齢化に伴う働き手の減少に伴い、税収そのものの減少が見込まれることから、税財源としての伸びは期待しにくい。

③ 社会保険料

国民負担における税と社会保険料の関係はこれらの収入の推移から、バブル崩壊後の 1990 年代前半までは税収が社会保険料を上回っていたが、その後は景気低迷による税収の落ち込み等により、社会保険料が税収を上回る状況が続いており、労使折半である社会保険料の実質的な負担率は概ね 30%に達している。さらに、社会保険料の負担率は税負担を上回るペースで増加しており、子育て世代や将来の子育て世代を含む現役世代および企業の負担となっている。さらに、本年 6 月に成立した「子ども子育て支援金制度」に伴う健康保険料への上乘せ負担を考慮すると、社会保険料による負担は限界に近づきつつある。

④ 社会保障財源の確保に向けて

既存税制等での追加負担が難しいなか、社会保障財源の応能化を目的に金融所得の社会保険料算定の基礎への反映について議論が始まったころである。今後の社会保障財源に関する議論を進めるにあたっては、社会保障目的税として既存税制とは別に、労働所得の他、資産所得や投資益等広範な所得を課税対象とするフランスの一般化社会拠出金（CSG）¹⁹も参考になる。

¹⁹ 「一般化社会拠出金」(CSG) は、フランスの社会保障目的税であり、1991 年に創設された。CSG は、所得だけでなく年金や不動産所得など、一部の例外を除いたあらゆる収入に対して課される税金であり、医療保険や老齢年金などの社会保障制度の財源として利用されている。また、所得税とは異なる仕組みで徴収され、被保険者の負担する保険料を引き下げる代わりに、CSG 率を引き上げて医療保険制度に充当されている。

フランスではCSGの導入により、社会保障財源の応能化による税制の再分配機能を強化し極端な格差拡大を抑えこむことに成功したことから、我が国においても社会保険料の算定（課税）ベースを労働所得の報酬比例以外に拡大することや社会保障財源の租税化についても検討の余地がある。

また、社会保険料の算定（課税）ベースの拡大にあたっては、各個人の所得の正確な捕捉が欠かせないことから、税制の一層のデジタル化の推進も必要である。

（２）受益と負担のバランスの観点からの社会保障改革

社会保険料率上昇の主な原因は、2004年の年金制度改革により厚生年金保険料率の上限が定められた年金とは異なり、現在も上限が存在しない医療や介護の保険料率が給付の増加に伴って上昇している点にある。また、医療や介護も年金同様、老齢期に支出が集中²⁰し、その負担を現役世代が支える構図であり、受益と負担がアンバランスであることも課題である。

社会保険料率の上昇は現役世代の可処分所得の減少に直結し、近年官民一体で取り組んできた賃金引上げの効果に水を差す。また、保険料を折半する企業の負担を一層増加させ、収支悪化や競争力低下など企業経営に悪影響を及ぼす。この課題を解決する一つの手立てとしては、歳出を歳入の範囲内に留めるよう制御することである。具体的には、年金制度改革以降、年金給付の伸び率が制御されていることを参考に、医療や介護に対しても年金制度のマクロ経済スライド²¹のような自動調整機能を取り入れ、給付を制御していくことを検討する必要がある。

併せて、公的年金等控除や医療保険および介護保険の窓口負担率の更なる見直しなど、応能負担の強化にも取り組むべきである。

このような社会保障改革により、世代間および受給世代内の受益と負担の公平性を図るべきである。こうした取り組みにより、子育て世代・将来の子育て世代を含む現役世代の負担軽減、可処分所得の増加をはかることで、少子化対策にもつながることが期待できる。

²⁰ 給付において65歳以上が占める割合は、老齢年金で83%、介護給付費で98%、医療給付費で60%である。（2023年12月5日経済財政諮問会議議事要旨より）

²¹ マクロ経済スライドとは、2004年の年金制度改革で導入され、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みである。将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担（保険料）の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、時間をかけて緩やかに年金の給付水準を調整される。具体的には、賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって、年金の給付水準を調整する。（日本年金機構HPより）

このような歳出の増加抑制による基礎的財政収支の黒字化に向けた取り組みに加え、債務残高が既に 1,100 兆円を超え、名目 GDP 比で 251%という世界最悪の状態にある我が国の財政健全化に向けては、景気拡大期に発生する税収の上振れ分を補正予算での事業の追加に使うのではなく、償還財源に充てるべきである。

最後に、歳出改革による支出削減に加え、税収増加につながる経済対策が不可欠であることは言うまでもない。